Maintenance Note

Kawasaki

常時携行

メンテナンスノート　125㎤以下用

点検整備記録簿

●点検整備は、お客様の責任において履行されるべきもので、
本書はそのためのガイドブックです。
●点検整備を行った場合には必ずその結果を本書に記入してください。

点検整備についてのお願い

お車には定期的に点検・交換が必要な部品（エンジンオイル、タイヤ、ブレーキパッド、ホース類等）があります。安心して快適にお乗りいただけるよう点検整備を必ず実施してください。

このたびはカワサキ車をお買いあげいただき、ありがとうございます。安心してお乗りいただくためには、常日頃からお車の健康管理（点検整備）はかかせません。このメンテナンスノートには基本的な点検整備の方法を含め、お客様のお車の健康管理に関することが記載されていますので、よくお読みになり十分ご活用ください。

取扱説明書について

取扱説明書には、お車を安全快適に使用していただくために正しい取り扱い方、安全な運転の仕方、簡単な整備方法等について説明しております。車の取り扱いをよくご存知の方も、この車特有の構造や取り扱い方がありますので、ご使用になる前に必ずお読みください。
また取扱説明書には、2007年 4 月改定以前の点検整備方式に基づいて記載されているものがあります。点検整備に係わる部分は、本書を優先して点検整備を行ってください。

お車のメンテナンススケジュール

日常点検 安全快適にご使用いただくために法に準じて、日常の車の使用状況に応じて、お客様の判断で適時行う点検です。点検時期の目安としては長距離走行前や洗車時、給油時等に実施し、その結果をメンテナンスレコードに記入してください。
点検項目については、「点検整備方式」（23ページ）、詳しい点検順序と点検方法は、「日常点検の方法」（29ページ）をご覧ください。

定期点検 年間平均走行距離が3,000km程度の標準的な使用を前提として決められた法に準ずる点検項目と、カワサキが指定する点検項目が定められています。
詳しい点検項目と点検時期については、「点検整備方式」（23ページ）、詳しい点検方法は「定期点検の解説」（32ページ）をご覧ください。

お願い事項

標準的な使用条件と異なる使用をされる場合（主に配達等の業務に使用される場合等）は、部品の劣化度合いが標準的な使用の場合とは異なってくることがあります。このため、上記のような用途で使用される場合の定期点検整備の時期、消耗品、油脂液類の交換などについては、お買いあげのカワサキ正規取扱店にご相談ください。

車台番号																

初年度登録	2	0			年			月			日

お車のメンテナンススケジュール

新車登録後の経過月

	1か月	6か月	12か月（1年）	18か月	24か月（2年）	30か月	36か月（3年）	42か月	48か月（4年）	54か月	60か月（5年）	
法に準じた定期点検	日常点検（走行距離や運行時の状況等から判断し、適切な時期に実施）											
			1年定期点検		1年定期点検		2年定期点検		1年定期点検		2年定期点検	
継続検査（251cc超）							車検（251cc超）				車検（251cc超）	
カワサキが指定・おすすめする点検整備	●1か月目無料点検 ●初回部品交換	●メーカー指定6か月点検 ●シビアコンディション点検	●メーカー指定1年点検 ●定期部品交換	●メーカー指定6か月点検 ●シビアコンディション点検	●メーカー指定1年点検 ●定期部品交換	●メーカー指定6か月点検 ●シビアコンディション点検	●メーカー指定1年点検 ●定期部品交換	●メーカー指定6か月点検 ●シビアコンディション点検	●メーカー指定1年点検 ●定期部品交換	●メーカー指定6か月点検 ●シビアコンディション点検	●メーカー指定1年点検 ●定期部品交換	

目　　次

本書では正しい取り扱い方法および点検、整備に関する事項を、次のシンボルマークで示しています。

▲警告　取り扱いを誤った場合、死亡または重大な傷害に至る可能性が想定される場合を示しています。

注　意　取り扱いを誤った場合、物的損害の発生が想定される場合を示しています。

要　点　作業を正しく行うためのポイントを示しています。

カワサキ車の保証……2
- **保証について**……2
- **保証についてQ＆A**……3

メンテナンスレコード……4
- 定期点検整備の記録……4
- その他　臨時整備の実施記録……6
- 油脂液類・消耗品の交換記録……7
- カワサキからのおすすめ点検整備記録……10
- シビアコンディション時の点検整備記録……10

お車の点検整備について……14
- **点検整備はお車の大切な健康管理**……14

点　検　整　備……16
- **お車を安全・快適にご使用いただくために**……16
  - 法に準じた点検整備……16
  - メーカーが指定している点検整備……17
- **オイルについて**……20
- **点検整備についてQ＆A**……21
- **点検整備のしかた**……22
  - 点検整備方式……23
  - 日常点検項目……28
  - 日常点検の方法……29
  - 定期点検の解説……32

定期点検整備記録簿……44
- **定期点検整備記録簿の記入のしかた**……44
  - 1か月目（または1,000km）点検
  - 定期点検整備記録簿・分解整備記録簿

お客様ご相談窓口のご案内
- ㈱カワサキモータースジャパン支店・営業所一覧表……69
- お客様相談室……70

カワサキ車の保証

保証について

詳しくは保証書をご覧ください。

保証修理について

お買いあげいただきましたお車は、きびしい品質管理のもとに製造いたしておりますが、万一材料上または製造上の不具合が発生した場合には、無料で修理させていただきます。
期間は新車を登録（届出）した日から２年間です。

下記の消耗品の交換は実費をいただきます。

スパークプラグ	ブレーキシュー	ガスケット
カーボンブラシ	ブレーキパッド	パッキン類
ヒューズ	エアクリーナエレメント	タイヤ
バルブ(電球)類	オイルフィルタ	フューエルフィルタ
チューブ	ドライブチェーン	ドライブベルト
クラッチ板	ゴム類	
その他これに類するもの		

下記の油脂液類の補充、交換は実費をいただきます。

エンジンオイル	トランスミッションオイル	ギヤオイル
グリス		
その他潤滑油		
ガソリン	冷却液	ブレーキ液
クラッチ液	バッテリ液	
その他これに類するもの。		

別扱いとなる保証修理

タイヤ、チューブ、バッテリおよび弊社以外の者が取り付けた部品はそれぞれの部品メーカーの保証基準によって行われます。
これらの部品に不具合が発生した場合は、お買いあげのカワサキ正規取扱店にご相談ください。

保証修理の受けかたは

1．保証修理をお受けになるときは必ず当該メンテナンスノート（点検整備記録簿）・保証書をご提示ください。ご提示がない場合は保証修理はいたしかねます。
2．お買いあげのカワサキ正規取扱店に保証修理をお申しつけください。また、お申しつけになる前に保証書の内容（特に保証できない事項）をよくお読みください。

保証書の発行について

お買いあげいただきましたカワサキ正規取扱店で保証登録が行われてから、10日ほどで株式会社カワサキモータースジャパンより保証書が直接送付されます。
スペアキー等と共に確実に保管されることをおすすめします。

点検整備は怠りなく

メンテナンスノートに記載してある各種点検は安全・快適にご使用いただくための必要最小限の点検です。この点検を怠ったり、不適当な取り扱い等が起因して不具合が発生した場合、また次のことが守られていない場合は保証修理をいたしかねることがありますのでご承知ください。

1. メーカーの取扱説明書等に示す取り扱い方法に従った正しい使用
2. 日常点検の実施
3. 法に準ずる点検項目およびメーカーの指定する定期点検整備の実施
4. 当該メンテナンスノートに示す定期交換部品、油脂液類の指示どおりの交換
5. 当該メンテナンスノート（点検整備記録簿）の保持、提示
6. 違法改造車

保証についてQ＆A

Q．保証修理はどこで受けられますか？

A．このメンテナンスノート，保証書およびお車をお持ちになり、お買いあげのカワサキ正規取扱店へお申しつけください。

Q．車を譲渡する場合は？

A．お車の保守管理状態を正しくお伝えするために、保証書、メンテナンスノート、取扱説明書を必ずお渡しください。

- 自動車検査証（小型二輪）または軽自動車届出済書（軽二輪）の変更の手続きが必要です。お買いあげのカワサキ正規取扱店もしくは陸運支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせの上、手続きを行ってください（廃車も同様です）。
- 原動機付自転車については、お買いあげのカワサキ正規取扱店もしくは住居地の役所へお問い合わせください。

Q．保証期間が残っている車を入手した場合は？

A．最寄りのカワサキ正規取扱店にお車、保証書とメンテナンスノートをお持ちください。保証書の変更手続きと必要な点検整備（有料）を受けることにより残りの保証期間が認められます。

Q．どんな故障でも無料で修理が受けられますか？

A．材料上または製造上の不具合がありました場合に限り保証修理いたします。

Q．保証修理はいつから、いつまで受けられますか？

A．お車を最初に登録（届出）した日から２年間。

Q．定期点検をしてなくても保証修理は受けられますか？

A．メンテナンスノートに記載された定期的な点検、整備は安全にご使用いただくために必要な点検です。これらの点検整備をお受けにならなかったり（定期点検整備記録簿の不備、未記入を含む）、不適当な取り扱い等が起因して不具合が発生したものは保証修理はいたしかねますのでご了承ください。

Q．部品の取り付けや改造をしているが、保証修理は受けられますか？

A．不正改造を行うと安全性が低下して重大な事故や故障の原因となったり、他人に迷惑をかけます。法律により禁止されていますので絶対に行わないでください。また改造車は保証の適用を除外されますのでご了承ください。

Q．保証期間が終了していても「リコール」は無償で受けられますか？

A．もちろん受けられます。安全確保のためリコールの実施にご協力くださるようお願いします。

リコールについて

＊リコールとは、通常の使用状態において、車の構造・装置または性能が道路運送車両法の保安基準に適合しなくなるおそれがある場合に、法律に基づき無償で回収修理を行うものです。
弊社が万一、リコールを実施したときは、安全確保のためご協力くださいますようお願いいたします。

定期点検整備の記録

法に準じて実施する定期点検、日常点検およびカワサキが指定する点検整備を実施しなかったことに起因する不具合は保証修理いたしません。

定期点検整備を実施した場合には実施店において確認のスタンプまたは署名を貰ってください。定期点検整備を実施していない場合には保証を受ける権利を失うことにもなりますので、確実に実施してください。

なお、ナンバープレート返納等により定期点検整備が行われなかった場合には、「ナンバープレート返納により未実施」等その旨を記入してください。

	1 年 目	1か月目(1,000km時)無料点検
実施年月日	年 月 日	
点検時走行距離	km	
実施者(サービス工場)		

	1 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	1 年 目	1 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実施者(サービス工場)				
	2 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	2 年 目	1 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実施者(サービス工場)				

	3 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	3 年 目	2 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実 施 者 (サービス工場)				
	4 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	4 年 目	1 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実 施 者 (サービス工場)				
	5 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	5 年 目	2 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実 施 者 (サービス工場)				
	6 年 目	メーカー指定6か月定期点検 シビアコンディション点検	6 年 目	1 年 定 期 点 検
実施年月日	年 月 日		年 月 日	
点検時走行距離	km		km	
実 施 者 (サービス工場)				

その他　臨時整備の実施記録

臨時整備(分解整備を含む)が行われた時の記録を記入してください。

お客様記入欄	自動車登録番号・車両番号または車台番号

実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所

	整　備　内　容
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所
実施日 年　月　日	整備内容
整備時の走行距離 km	整備を実施した者の氏名および住所

油脂液類・消耗品の交換記録

交換した油脂液類や消耗品に×印を付けてください。

	実施年／月／日		/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
	交換時走行距離		km	km	km	km	km	km
	実施者							
ブレーキ装置	(1)ブレーキ液							
	(2)ブレーキシュー(パッド)							
	(3)マスタシリンダカップセット							
	(4)キャリパシールセット							
	(5)ブレーキケーブル							
	(6)ブレーキホース							
動力伝達装置	(7)クラッチ液							
	(8)マスタシリンダカップセット							
	(9)スレーブシリンダピストンシール							
	(10)ファイナルギヤケースオイル							
	(11)ドライブVベルト							
エンジン	共通	(12)スパークプラグ						
		(13)冷却液						
		(14)エアクリーナエレメント						
		(15)燃料ホース						
	4サイクル	(16)エンジンオイル						
		(17)オイルフィルタ						
	2サイクル	(18)トランスミッションオイル						
その他	(19)バッテリ							
	(20)タイヤ							

油脂液類・消耗品の交換記録

交換した油脂液類や消耗品に×印を付けてください。

	実施年／月／日		/ /		/ /		/ /		/ /		/ /	
	交換時走行距離		km		km		km		km		km	
	実施者											
ブレーキ装置	(1)ブレーキ液											
	(2)ブレーキシュー(パッド)											
	(3)マスタシリンダカップセット											
	(4)キャリパシールセット											
	(5)ブレーキケーブル											
	(6)ブレーキホース											
動力伝達装置	(7)クラッチ液											
	(8)マスタシリンダカップセット											
	(9)スレーブシリンダピストンシール											
	(10)ファイナルギヤケースオイル											
	(11)ドライブVベルト											
エンジン	共通	(12)スパークプラグ										
		(13)冷却液										
		(14)エアクリーナエレメント										
		(15)燃料ホース										
	4サイクル	(16)エンジンオイル										
		(17)オイルフィルタ										
	2サイクル	(18)トランスミッションオイル										
その他	(19)バッテリ											
	(20)タイヤ											

油脂液類・消耗品の交換記録

交換した油脂液類や消耗品に×印を付けてください。

	実施年／月／日		/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
	交換時走行距離		km	km	km	km	km	km
	実施者							
ブレーキ装置	(1)ブレーキ液							
	(2)ブレーキシュー(パッド)							
	(3)マスタシリンダカップセット							
	(4)キャリパシールセット							
	(5)ブレーキケーブル							
	(6)ブレーキホース							
動力伝達装置	(7)クラッチ液							
	(8)マスタシリンダカップセット							
	(9)スレーブシリンダピストンシール							
	(10)ファイナルギヤケースオイル							
	(11)ドライブVベルト							
エンジン	共通	(12)スパークプラグ						
		(13)冷却液						
		(14)エアクリーナエレメント						
		(15)燃料ホース						
	4サイクル	(16)エンジンオイル						
		(17)オイルフィルタ						
	2サイクル	(18)トランスミッションオイル						
その他	(19)バッテリ							
	(20)タイヤ							

カワサキからのおすすめ点検整備記録

点検	∨	交換	×	修理	△	調整	A	締付	T	清掃	C	給油	L

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)クラッチ液量						
(2)ファイナルギヤケースオイル量						
(3)ドライブVベルトエアクリーナの状態						
(4)ドライブベルトの緩み						
(5)オイルポンプケーブル、スロットルケーブルの緩み						
(6)クーラントフィルタの清掃						

シビアコンディション時の点検整備記録

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)ステアリングステムの軸受部のがた						
(2)シューの摺動部分、ライニングの摩耗						
(3)ブレーキパッドの摩耗						
(4)スポークの緩み、損傷						
(5)チェーンの緩み						
(6)スプロケットの取り付け状態、摩耗						
(7)ドライブVベルトの摩耗、亀裂、損傷						
(8)エアクリーナエレメントの状態						
(9)ブローバイガス還元装置のブリーザドレンの清掃						

カワサキからのおすすめ点検整備記録

点検	／	交換	×	修理	△	調整	A	締付	T	清掃	C	給油	L

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)クラッチ液量						
(2)ファイナルギヤケースオイル量						
(3)ドライブVベルトエアクリーナの状態						
(4)ドライブベルトの緩み						
(5)オイルポンプケーブル、スロットルケーブルの緩み						
(6)クーラントフィルタの清掃						

シビアコンディション時の点検整備記録

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)ステアリングステムの軸受部のがた						
(2)シューの摺動部分、ライニングの摩耗						
(3)ブレーキパッドの摩耗						
(4)スポークの緩み、損傷						
(5)チェーンの緩み						
(6)スプロケットの取り付け状態、摩耗						
(7)ドライブVベルトの摩耗、亀裂、損傷						
(8)エアクリーナエレメントの状態						
(9)ブローバイガス還元装置のブリーザドレンの清掃						

カワサキからのおすすめ点検整備記録

点検	∨	交換	×	修理	△	調整	A	締付	T	清掃	C	給油	L

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)クラッチ液量						
(2)ファイナルギヤケースオイル量						
(3)ドライブVベルトエアクリーナの状態						
(4)ドライブベルトの緩み						
(5)オイルポンプケーブル、スロットルケーブルの緩み						
(6)クーラントフィルタの清掃						

シビアコンディション時の点検整備記録

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)ステアリングステムの軸受部のがた						
(2)シューの摺動部分、ライニングの摩耗						
(3)ブレーキパッドの摩耗						
(4)スポークの緩み、損傷						
(5)チェーンの緩み						
(6)スプロケットの取り付け状態、摩耗						
(7)ドライブVベルトの摩耗、亀裂、損傷						
(8)エアクリーナエレメントの状態						
(9)ブローバイガス還元装置のブリーザドレンの清掃						

カワサキからのおすすめ点検整備記録

点検	／	交換	×	修理	△	調整	A	締付	T	清掃	C	給油	L

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)クラッチ液量						
(2)ファイナルギヤケースオイル量						
(3)ドライブVベルトエアクリーナの状態						
(4)ドライブベルトの緩み						
(5)オイルポンプケーブル、スロットルケーブルの緩み						
(6)クーラントフィルタの清掃						

シビアコンディション時の点検整備記録

実施年／月／日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
点検時走行距離	km	km	km	km	km	km
実施者						
(1)ステアリングステムの軸受部のがた						
(2)シューの摺動部分、ライニングの摩耗						
(3)ブレーキパッドの摩耗						
(4)スポークの緩み、損傷						
(5)チェーンの緩み						
(6)スプロケットの取り付け状態、摩耗						
(7)ドライブVベルトの摩耗、亀裂、損傷						
(8)エアクリーナエレメントの状態						
(9)ブローバイガス還元装置のブリーザドレンの清掃						

点検整備はお車の大切な健康管理

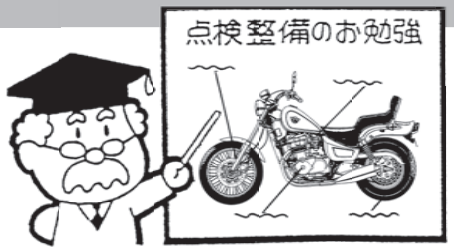

◎点検整備はお客様の責任です。

安心してお乗りいただくためには、定期的な
点検整備はかかせません。

多くの部品の集まりである車は、走るにつれて、そして時間の経過とともに、部品の劣化や摩耗が進みます。定期点検整備は、この状態をチェックするとともに、今後どう変わっていくかも予測して必要な整備を行い、大きなトラブルや余分な出資を防ぎ、次の点検までの安心を提供します。

車の検査（車検）はその時点での国の基準（保安基準）に適合しているかどうかを、テスタや目視によってチェックするもので、検査に合格したからといって安心して乗り続けられるものではありません。

［軽二輪、原動機付自転車には車検はありません］

POINT 1 オイル、冷却水

**クルマは、多くの部位で
オイルや液類を使っています。**

エンジン、トランスミッション、ラジエータ等に使われるオイルや液は、装置の潤滑、冷却、錆防止の役割を果たし、クルマの基本性能の維持につとめています。「人の血液」は肺や腎臓できれいになって、また身体中を循環しますが、クルマのオイル等の汚れは、元に戻らないので、定期点検整備の時期やメーカー推奨時期には、補充や交換を行う必要があります。

●主なオイル・液類

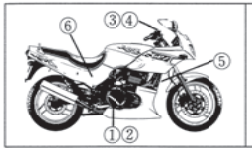

①エンジンオイル
②トランスミッション
③ブレーキ液
④クラッチ液
⑤冷却水（LLC）
⑥バッテリ液
等

※LLCはロングライフクーラントの略。

POINT 2
ゴム部品

ホースやシールの材料にはゴムが使用されています。

古くなった輪ゴムは、モロくて切れやすくなります。圧力を伝えるブレーキホースや常に高温にさらされる冷却水ホースもゴムで出来ています。伸びの具合や亀裂の状態等をチェックし、次の点検までもちそうにないものは新品に交換することで、不慮のアクシデントをシャットアウト。
つぎの点検までの安心を提供します。

●主なゴム部品

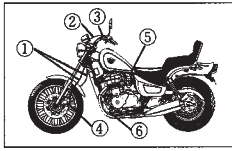

①ブレーキホース
②クラッチホース
③マスタシリンダカップ
④キャリパシール
⑤燃料ホース
⑥冷却水ホース
等

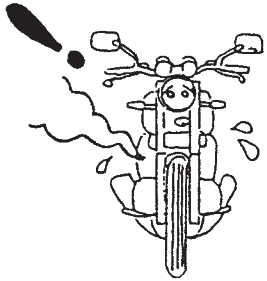

POINT 3
摩耗部品

クルマには、すり減っていく部品が多くあります。

消しゴムのように、わが身をすり減らしてその役割を果たしている部品があります。タイヤ、ブレーキパッド、クラッチ板等がそうです。それらをなくなるまで使うことは、「事故」に結びつくこともあるので、定期的な点検整備、交換が特に重要です。

●主な摩耗部品

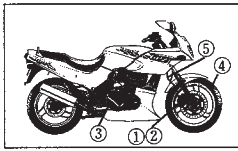

①ブレーキパッド
②ブレーキシュー
③クラッチ板
④タイヤ
⑤ケーブル類
等

法に準じた点検整備

日常点検、定期点検整備の実施

⚠ 警 告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不適当な整備、未修理は、転倒事故等を起こす原因となり、死亡または重大な障害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・点検要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検整備項目と点検時期については、「点検整備方式」（23ページ）をご覧ください。

法に準じて定められた点検には日常点検と１年、２年毎の点検があります。

①日常点検整備

日常点検とは、お車を安全快適にご使用いただくために、日常の車の使用状況に応じてお客様の判断で適時行う点検整備です。
点検時期の目安としては長距離走行前や洗車時、給油時等に実施し、その結果をメンテナンスレコードに記入してください。
点検の方法・点検要領については29ページをご覧ください。

②定期点検整備

定期点検整備は、車を使用する人が自己管理責任で定期的に行う点検整備です。
年間走行距離が3,000km程度の標準的な使用を前提に、安全の確保、公害防止の観点から、１年および２年毎に実施する点検整備です。
詳しい点検方法は32ページの「定期点検の解説」をご覧ください。

- 点検結果は点検整備記録簿および定期点検整備の記録に記入する必要があります。ご自身でできない項目については、カワサキ正規取扱店で点検を受け記録してください。
- 点検の記録はメンテナンスノートとともにカルテとしてご活用ください。

小型二輪車の車検（継続検査）は、１回目を登録日から３年後に、２回目以降は、２年毎に行います。

メーカーが指定している点検整備

1. 1か月目点検

登録または届出から１か月目（または1,000km時）に行う点検です。特に初期の点検整備が車の寿命に影響することを重視し、登録または届出から１か月目または1,000km時の点検を「お買いあげの販売店」が無料で実施いたしております。ただし、お買いあげ販売店以外では有料となる場合があります。

- 有効期間を過ぎると有料になります。
- 有効期間：登録または届出した日から50日以内（ただし、有効期間内に走行距離が1,000kmを超える場合は1,000km時）
- 点検をお受けになる際は必ず保証書とメンテナンスノートおよび１か月目点検（初回点検）チケットをご持参ください。ご持参いただけなかった場合、１か月目点検（初回点検）が有料になることがあります。
- オイル代、消耗部品代および交換工賃等は実費をいただきます。

１か月目点検整備項目（初回点検）

点検箇所	点検内容
ステアリング装置点検	ステアリングステムの取り付け状態
ブレーキ点検	ブレーキレバーの遊び ブレーキペダルの遊び 前後ブレーキのきき具合 ロッドおよびケーブル類の緩み、がた、損傷 ホースおよびパイプの漏れ、損傷、取り付け状態
足回り点検	ホイールナットおよびボルトの緩み スポークの緩み、損傷
動力伝達装置点検	クラッチレバーの遊び、作用 ドライブチェーンまたは、ベルトの緩み
点火装置の点検	点火プラグの状態
電気･保安装置点検	バッテリ液量
エンジン点検	低速および加速の状態 アイドリング回転数 潤滑装置のオイル漏れ 燃料漏れ
エキゾーストパイプ､マフラの点検	エキゾーストパイプおよびマフラの取り付けの緩み
カワサキからのおすすめ点検（有料）	エンジンオイルの交換 トランスミッションオイルの交換 オイルフィルタエレメントの交換 ファイナルギヤケースオイルの交換

2. メーカー指定点検整備

定期点検整備項目には、法に準じて行う点検整備のほかにカワサキが指定する定期点検整備項目があります。
点検項目と点検時期は、下表または23ページの「点検整備方式」をご覧ください。所定の時期になりましたら、点検整備を行ってください。

点検整備項目	点検整備 自家用 6か月毎	点検整備 自家用 12か月毎	備考
走行装置 スポークの緩み、損傷		○	
動力伝達装置 クラッチ液の量		○	油圧クラッチ車
ファイナルギヤケースオイルの量		○	シャフトドライブ車
ドライブVベルトエアクリーナの状態	○	○	ＣＶＴ車
ドライブベルトの緩み	○	○	ベルトドライブ車
原動機 オイルポンプケーブルおよびスロットルケーブルの緩み		○	２サイクル車
クーラントフィルタの清掃		○	水冷エンジン キャブレタ暖機仕様
ブローバイガス還元装置 ブリーザドレンの清掃		○	排ガス規制適合車のみ

定期点検とカワサキからのおすすめ点検はカワサキ正規取扱店におまかせください。

3. 定期交換部品

車の走行距離や時間の経過に伴い、摩耗、劣化が進む部品の中には外観的に異常がなくてもまだ使用出来るかどうか判断しにくい部品があります。

下表の部品は安全運転を確保していただくために、定期的な交換をカワサキが独自に設定しています。指定の時期になりましたらこれらの部品を必ず交換していただくようお願いいたします。交換にあたっては、カワサキ正規取扱店でご相談の上、交換してください。

この定期交換部品の整備は、**お客様の責任と費用のご負担**により実施していただくものです。

部品名	交換時期 自家用	備考
制動装置		
ブレーキ液	2年毎	ディスクブレーキ車
マスタシリンダカップ、ダストシール	4年毎	
キャリパピストンシール、ダストシール	4年毎	
ブレーキケーブル	初回3年目、以降2年毎	ドラムブレーキ車
動力伝達装置		
マスタシリンダカップ、ダストシール	初回5年目、以降4年毎	油圧クラッチ車
クラッチ液	初回3年目、以降2年毎	
スレーブシリンダのピストンシール	初回5年目、以降4年毎	
トランスミッションオイル	初回1,000km目または1か月目 以降12,000km毎または1年毎	2サイクルエンジン
ファイナルギヤケースオイル	初回1,000km目または1か月目 以降36,000km毎または3年毎	シャフトドライブ車
ドライブVベルト	24,000km毎	CVT車

部品名	交換時期 自家用	備考
原動機 エンジンオイル	初回1,000km目または1か月目 以降6,000km毎または1年毎	4サイクルエンジン
オイルフィルタ	初回1,000km目または1か月目 以降18,000km毎	
冷却液	初回3年目、以降4年毎	水冷車
エアクリーナエレメント	2年毎	ウレタンエレメント
	36,000km	ペーパエレメント
	18,000km	ビスカス式
電気装置 点火プラグ	12,000km	イリジウムプラグ(電極径0.4mm)
	48,000km	イリジウムプラグ(電極径0.6mm以上)

ブレーキ液交換のおねがい

- ブレーキ液は長期間使っていると空気中の水分を吸収します。液中の水分が多くなるとブレーキの熱で沸騰しやすくなったり、ブレーキ部品を錆させることで、ブレーキ性能を損なうおそれがありますので、2年毎の定期交換が必要です。

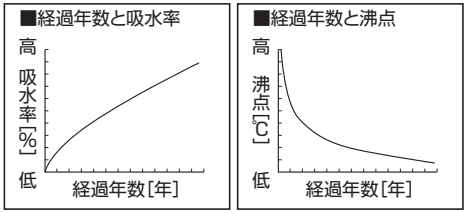

- ブレーキ液を交換する際、銘柄の異なるブレーキ液を使用すると、ブレーキ装置の故障の原因となることがありますので、カワサキブレーキフルードDOT4を、ご使用ください。くわしくは、カワサキ正規取扱店にご相談ください。

ブレーキホース交換のおねがい

- ブレーキホースは、保安上重要なゴム部品です。長期間使用するにつれ、疲労や老化が避けられません。特に内部からの劣化は、判定が困難なため、4年を目安に交換してください。くわしくはカワサキ正規取扱店にご相談ください。

燃料ホース交換のおねがい

- 一般的にゴム部品は古くなると硬くなり、もろく切れやすくなります。燃料ホースは、ガソリンが入ったまま長期間放置されると、ホース内の劣化したガソリン成分がゴムの性質を変化させ、ホース内面を硬化させ劣化を促進させますので、5年を目安に交換してください。
  くわしくはカワサキ正規取扱店にご相談ください。

4. シビアコンディション時の点検整備

一般的な使われ方より厳しい状態（シビアコンディション状態）で車が使われた場合、部品の劣化が通常よりも著しく進行することがあります。
次に示すような厳しい使われ方の場合、通常より早めに点検整備を行ってください。
シビアコンディションに該当する点検項目、点検時期については、23ページの「点検整備方式」をご参照ください。

シビアコンディションの条件

A	悪路（凸凹路、砂利道、未舗装路等）の走行が多い場合	悪路での走行が恒常的に使用されている環境。 （目安：走行距離の30%以上）
B	走行距離が多い場合	6か月間の走行距離が3,000km以上。
C	山道、登降坂路を頻繁に走行する場合	登り下りが多く、ブレーキの使用回数が多い場合。 （目安：走行距離の30%以上）

オイルについて

お車の性能を十分発揮させるためには、車に適したオイルを選ぶことが大切です。あなたの車にはカワサキ純正オイルをおすすめします。

決められた時期に交換を

汚れたオイルは粗悪なオイルと同じようにエンジンに悪影響を与えます。交換時期になったら必ず新しいオイルと交換してください。

車に適合したオイルを

エンジン形式や使用する場所によって、適合するオイル等が異なります。それぞれに適合するオイル等を使用してください。
オイル、その他の油脂液類の使い分けは取扱説明書をご参照ください。

使用条件での注意点

次の使用条件下ではオイルの劣化が早まりますので、お早めに交換してください。
- ●未舗装路での走行が多い
- ●短距離走行の繰り返し
- ●アイドリング状態での長時間の使用
- ●寒冷地での使用

●カワサキ純正オイル

エンジン	4サイクル	カワサキ純正4サイクルオイル　R4　SJ10W-40　JASO　MA
		カワサキ純正4サイクルオイル　S4　SG10W-40　JASO　MA
	2サイクル	カワサキ純正2サイクルオイル　2T-R　JASO　FC
		カワサキ純正2サイクルオイル　スーパー2　JASO　FC
トランスミッションオイル		カワサキ純正4サイクルオイル　R4　SJ10W-40　JASO　MA
		カワサキ純正4サイクルオイル　S4　SG10W-40　JASO　MA

●その他の油脂液類

フロントフォークオイル	カワサキ純正フォークオイル　G5
	カワサキ純正フォークオイル　G10
	カワサキ純正フォークオイル　G15
	カワサキ純正フォークオイル　KHL15-10
サスペンションオイル	カワサキ純正リヤクッションオイル　K2-C
ファイナルギヤオイル	カワサキ純正ギヤオイル　GL-5　SAE90
ブレーキ液	カワサキ純正ブレーキフルード　DOT4
ラジエータ	カワサキ純正ロングライフクーラント
ドライブチェーン	カワサキ純正チェーンオイル

※オイル・その他の油脂類の使い分けの詳細は、取扱説明書を参照してください。

点検整備についてQ＆A

Q．オイル、バッテリおよびタイヤの交換を自分で行いたいのですが、廃棄処理はどうすれば良いか？

A．オイル（バッテリ、タイヤ）を購入されたお店等にご相談ください。むやみに廃棄を行う事は地球環境破壊の原因となり、法令で適切な処置を行うことが義務づけられています。
廃棄処理がご自身で出来ない場合には車両お買いあげのカワサキ正規取扱店に交換を依頼してください。

> 廃棄部品や油脂液類については、地球環境を守るために適正な処理を行ってください。
> また、ご不用になりましたお車の廃棄についても同様にカワサキ正規取扱店等にご相談いただき、適正な処理をしてください。

Q．自分の知識、技量では点検整備の自信がないのですが？

A．安全と公害の防止のため、自信のない箇所や分解整備の該当箇所については、カワサキ正規取扱店で点検整備をおすすめします。

＊（分解整備は安全と公害の防止のため、特に重要とおもわれる箇所が法令により定められています。）
日常点検については、カワサキ正規取扱店よりその方法の指導をうけてご自身で実施してください。

Q．法で定められたり、法に準じて実施する定期点検、日常点検とは？

A．・法で定められた点検整備とは
小型二輪車や軽二輪車は道路運送車両法により定期点検整備、日常点検整備が義務づけられています。
・法に準じた点検整備とは
原動機付自転車においても点検整備を行う必要があるので、同内容の点検整備方式をメーカー指定として、定めています。

その他

・点検整備時の注意事項については22ページをご覧ください。
・車検の有効期間（小型二輪車）や自賠責保険の有効期間（軽二輪車・原動機付自転車）の切れていないことを確認の上、点検整備を行ってください。
万一、有効期限が切れている場合にはお買いあげのカワサキ正規取扱店にご相談ください。

無車検車、無保険車を運行しますと行政処分の対象となり、運転免許停止処分となりますので運行しないでください。

点検整備時の注意事項

⚠ 警 告

点検するときは、安全に十分注意してください。

- 場所は平坦地で足場のしっかりした所を選び、スタンドを立てて行ってください。
- エンジン停止直後の点検は、エンジン本体、マフラ等が熱くなっていますのでやけどにご注意ください。
- 排気ガスには一酸化炭素等の有害な成分が含まれています。しめきったガレージの中や風通しの悪い場所でエンジンをかけての点検はやめてください。
- 点検整備を行うときは、火気厳禁です。
- 走行して点検する必要があるときは、安全な場所で周囲の交通事情に十分注意して行ってください。
- 安全のため、ご自身の知識、技量にあわせた範囲内で点検整備を行ってください。難しいと思われる内容はカワサキ正規取扱店におまかせください。

日常点検の方法（P.29）を参考にして、点検を行ってください。
点検整備データは機種によって異なりますので、取扱説明書の「簡単な整備」をご覧ください。

メンテナンスノート（点検整備記録簿）について

お車の維持、管理の状態を記録することによって、整備が必要な場合、その負担を最小限に留めることを目的としています。
定期点検整備をカワサキ正規取扱店で実施されたときは、この記録簿の記入を受けられ、またご自身で実施されたときも、ご自身で記入になり大切に携行してください。
また、定期点検の実施の有無を問われたときは、このメンテナンスノート（点検整備記録簿）を提出してください。

点検整備記録簿は本書の44ページ以降に掲載されています。記録簿の記入の仕方を参考に記入してください。

点検整備方式

定期点検整備項目（法に準ずる点検項目およびメーカー指定項目）

この表の見方：

点検箇所・点検項目毎に、点検整備時期の欄に記載されているマークを参照して、点検整備を実施してください。

点検整備時期の欄に記載されているマークの意味は、下記の通りです。

○ メーカーが指定する定期点検整備項目を示します。

◆ 距離加味点検項目（P.26の表の末尾＊1を参照）を示します。（メーカー指定点検項目の一部です。）

◇ シビアコンディション（P.26の表の末尾＊2を参照）で使用される場合の点検項目を示します。（メーカー指定点検整備項目の一部です。）

点検整備項目									備考
点検箇所		点検項目	点検整備時期						
			日常点検	1か月目	6か月毎	1年毎	2年毎		
かじ取り装置	ハンドル	操作具合					○		
	フロントフォーク	損傷					○		
		ステアリングステムの取り付け状態		○			○		
		ステアリングステムの軸受部のがた			◇	○	○		
制動装置	ブレーキペダルおよびブレーキレバー	遊び	○	○		○	○		
		ブレーキのきき具合	○	○		○	○		
	ロッドおよびケーブル類	緩み、がたおよび損傷		○		○	○		
	ホースおよびパイプ	漏れ、損傷および取り付け状態		○		○	○		
	リザーバタンク	液量	○						
	マスタシリンダ、ホイールシリンダおよびディスクキャリパ	機能、摩耗および損傷					○		
		液漏れ				○	○		
	ブレーキドラムおよびブレーキシュー	ドラムとライニングとのすき間				◆	◆		

点検整備項目									備考
点検箇所		点検項目	点検整備時期						
			日常点検	1か月目	6か月毎	1年毎	2年毎		
制動装置	ブレーキドラムおよびブレーキシュー	シューの摺動部分およびライニングの摩耗			◇	◆	◆		
		ドラムの摩耗および損傷					○		
	ブレーキディスクおよびパッド	ディスクとパッドとのすき間				◆	◆		
		パッドの摩耗			◇	◆	◆		
		ディスクの摩耗および損傷					○		
走行装置	ホイール	タイヤの状態	○			◆	◆		
		ホイールナットおよびホイールボルトの緩み		○		○	○		
		フロントホイールベアリングのがた				◆	◆		
		リヤホイールベアリングのがた				◆	◆		
		スポークの緩みおよび損傷		○	◇	○	○		
緩衝装置	サスペンションアーム	連結部のがたおよびアームの損傷					○		
	ショックアブソーバ	オイル漏れおよび損傷					○		
動力伝達装置	クラッチ	クラッチレバーの遊び		○		○	○		
		作用		○			○		
		液量				○	○	油圧式クラッチ	
	トランスミッション	オイル漏れおよびオイル量				◆	◆		
	プロペラシャフトおよびドライブシャフト	継手部のがた					○		
		ファイナルギアケースのオイル量				○	○		
	チェーンおよびスプロケット	チェーンの緩み	○	○	◇	○	○		
		スプロケットの取り付け状態および摩耗			◇	○	○		
	ドライブベルト	摩耗および損傷			◇	◆	◆		
		ドライブVベルトエアクリーナエレメントの状態			○	○	○	CVT	
		ドライブベルトの緩み			○	○	○	コグベルト駆動車	

点検整備項目									備考
点検箇所		点検項目	点検整備時期						
			日常点検	1か月目	6か月毎	1年毎	2年毎		
電気装置	点火装置	点火プラグの状態		○		◆	◆		白金プラグおよびイリジウムプラグを除く
		点火時期				○	○		
	バッテリ	ターミナル部の接続状態				○	○		
		液量	○	○					完全密閉式は点検不要
	電気配線	接続部の緩みおよび損傷					○		
	灯火装置および方向指示器の点検	作用	○						
原動機	本体	低速および加速の状態	○	○		○	○		
		かかり具合、異音	○						
		アイドリング回転数		○					
		排気の状態				○	○		排ガス規制適合車のみ
		エアクリーナエレメントの状態			◇	◆	◆		
	潤滑装置	オイル漏れ		○		○	○		
		エンジンオイルの量	○						
		オイルポンプケーブルおよびスロットルケーブルの緩み				○	○		2サイクル車のみ
	燃料装置	燃料漏れ		○		○	○		
		リンク機構の状態				○	○		
		スロットルバルブおよびチョークバルブの作動状態				○	○		
	冷却装置	水漏れ				○	○		
		水量	○						
		クーラントフィルタの清掃				○	○		キャブクーラント車のみ

点検整備のしかた

点検整備項目									備考
点検箇所		点検項目	点検整備時期						
			日常点検	1か月目	6か月毎	1年毎	2年毎		
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイガス還元装置	配管の損傷					○		
		ブリーザドレンの清掃			◇	○	○	排ガス規制適合車のみ	
	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能					○		
		配管の損傷および取り付け状態					○		
エキゾーストパイプおよびマフラ		取り付けの緩みおよび損傷		○		○	○		
		マフラの機能					○		
フレーム		緩みおよび損傷				○	○		
その他		シャシ各部の給油脂状態				○	○		
運行において異状が認められた箇所		当該箇所に異状がないこと	○						

（＊1）距離加味点検項目とは、自動車の登録日または前回の定期点検からの走行距離が年間当たり1,500km以下の場合、1回に限り点検を省略することができる項目です。

但し、2回連続して点検の対象から除外することはできませんので、次の定期点検では点検を実施してください。

（＊2）シビアコンディションとは、下の表に記載されている条件で車両を使用している場合のことを言います。

悪路（凸凹路、砂利道、未舗装路等）の走行が多い場合	悪路での走行が恒常的に使用されている環境。（目安：走行距離の30%以上）
走行距離が多い場合	6か月間の走行距離が3,000km以上。
山道、登降坂路を頻繁に走行する場合	登り下りが多く、ブレーキの使用回数が多い場合。（目安：走行距離の30%以上）

定期交換部品

定期交換部品		交換時期(※1) 走行キロ毎交換 [単位：km]	交換時期(※1) 年毎交換 [単位：年]	備考
制動装置	ブレーキ液	—	2	
	ブレーキマスタシリンダカップ、ダストシール	—	4	
	ブレーキキャリパピストンシール、ダストシール	—	4	
	ブレーキケーブル	—	2 [3]	
動力伝達装置	クラッチマスタシリンダカップ、ダストシール	—	4 [5]	
	クラッチ液	—	2 [3]	
	クラッチスレーブシリンダピストンシール	—	4 [5]	
	トランスミッションオイル	12,000 [1,000]	1 [1か月]	2サイクルエンジン
	ファイナルギヤケースオイル	36,000 [1,000]	3 [1か月]	シャフトドライブ車
	ドライブVベルト	24,000	—	CVTのみ
	ドライブVベルトエアクリーナエレメント	20,000	—	
原動機	エンジンオイル(※2)	6,000 [1,000]	1 [1か月]	4サイクルエンジン
	オイルフィルタ	18,000 [1,000]	[1か月]	4サイクルエンジン
	冷却水	—	4 [3]	水冷エンジン
	エアクリーナエレメント	—	2	ウレタンエレメント
		36,000	—	ペーパエレメント(乾式)
		18,000	—	ペーパエレメント(ビスカス式)
電気装置	点火プラグ	12,000	—	イリジウムプラグ(電極径0.4mm)
		48,000	—	イリジウムプラグ(電極径0.6mm以上)

(※1)交換時期を「走行キロ毎交換」と「年毎交換」で併記している場合は、どちらか早い方で実施します。
[ ]初回交換時期を示します。
(※2)次の使用条件下ではオイルの劣化が早まりますので、お早めに交換してください。

- 未舗装路での走行が多い
- 短距離走行の繰り返し
- アイドリング状態での長時間の使用
- 寒冷地での使用

日常点検項目

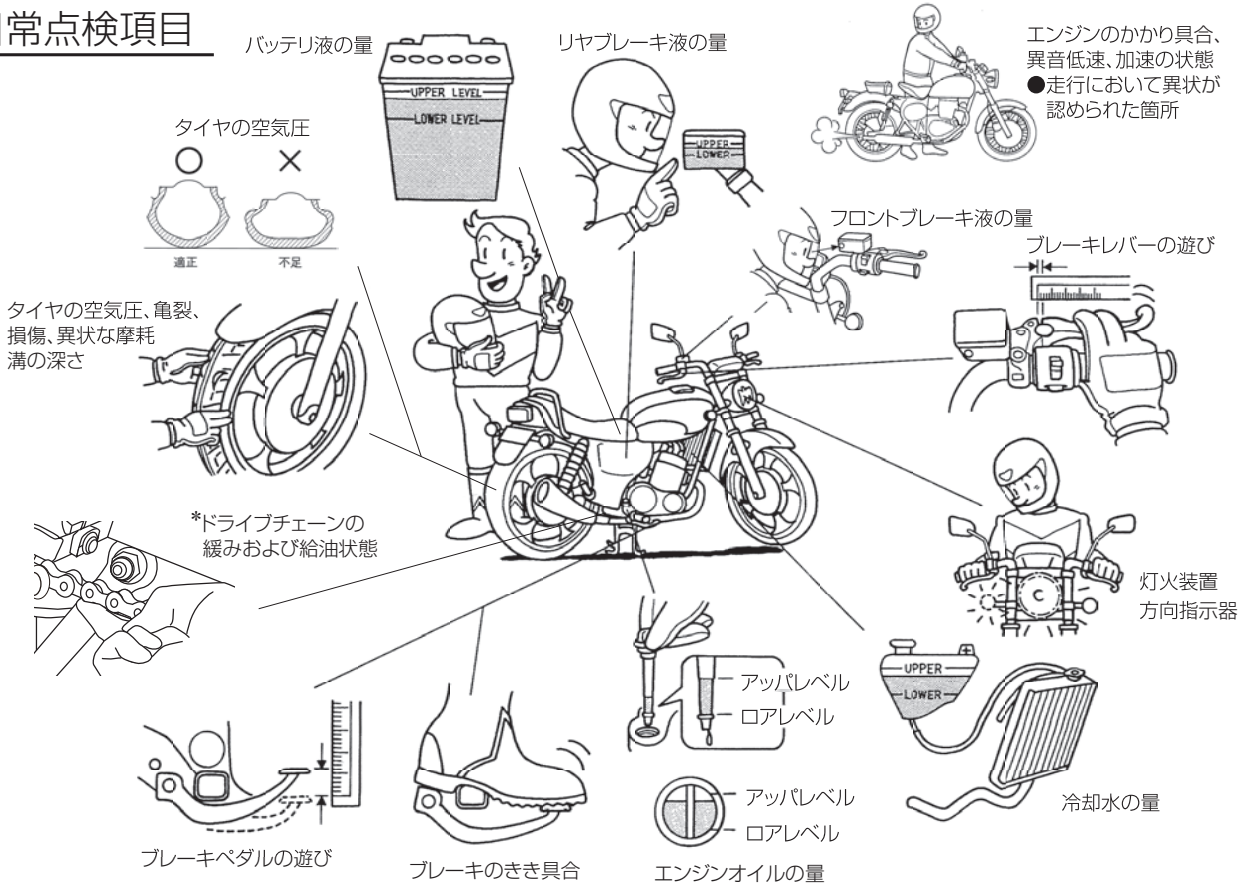

*メーカー指定点検整備項目

日常点検の方法

- 車種によっては点検方法に若干の差異がある場合があります。相違点については取扱説明書に記載されていますのであわせてご覧ください。
- 点検整備データは取扱説明書の「簡単な整備」をご覧ください。
- 異状が見つかったときは、ご自身もしくはカワサキ正規取扱店で必ず確実な整備を行ってください。

点検方法・要領

ブレーキ

ブレーキペダルおよびレバーの遊び、きき具合の点検

●ブレーキの遊びの点検
＜ブレーキレバーの遊び＞

ブレーキレバーを手で抵抗を感じるまで引き、レバーの遊びの量が規定の範囲にあるかを点検します。

＜ブレーキペダルの遊び＞

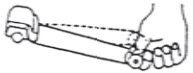

ブレーキペダルを手で抵抗を感じるまで押し、ペダル先端部の遊びの量が規定の範囲にあるかを点検します。

⚠ 警　告

ブレーキレバーの引き具合、ブレーキペダルの踏み込み具合がやわらかく感じられるときは、エアが混入しているおそれがあるので、ブレーキ液の量の点検、ブレーキホース接続部の増し締めおよびエア抜きが必要です。

●ブレーキのきき具合の点検
乾燥した路面を走行して、前輪ブレーキ、後輪ブレーキを別々に作動させ、きき具合が十分であるかを点検します。

⚠ 警　告

走行して点検する場合は、安全な場所で前後の車に十分注意して低速で走行しながら行ってください。

●ブレーキ液量の点検

リザーバキャップ上面が水平となる状態にして、リザーバタンク内の液量がロアレベル以上の範囲にあるかを点検します。

⚠ 警　告

液の減りが著しい場合は、ブレーキ系統の液漏れが考えられます。液漏れの点検を行ってください。

注　意

ブレーキ液の変質を防ぐため、銘柄の異なるブレーキ液を使用しないでください。

タ イ ヤ

●タイヤの点検〈空気圧〉タイヤの接地部のたわみの状態により空気圧が不足してないかを点検します。長距離走行（ツーリング）や高速走行を行うにあたっては、タイヤゲージを用いた点検も必要となります。

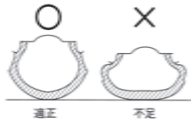

要 点 タイヤの空気圧は徐々に低下します。また、タイヤによっては空気圧不足が見た目ではわかりづらいものもあるため、少なくとも１か月に一度、タイヤゲージを使用して空気圧の点検を行ってください。走行後、タイヤが温まっている状態ではタイヤの空気圧は高くなることがありますので、必ず冷えた状態で調整してください。

〈亀裂､損傷〉タイヤ接地面や側面に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。またタイヤの全周にわたり、釘、石その他の異物が刺ったり、かみ込んだりしていないかを点検します。

要 点 道路の縁石等にタイヤ側面を接触させたり、大きな凹みや突起物を乗り越したときは、必ず点検してください。

〈異状な摩耗〉タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。

〈溝の深さ〉タイヤの溝の深さに不足がないかをウェアインジケータ（スリップサイン）等により点検します。

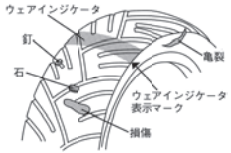

ーウェアインジケータの見方ー
ウェアインジケータの"△"の表示マーク位置の溝が摩耗し､なくなるとタイヤの交換時期です。

⚠ 警 告

空気圧が正常でなかったり、タイヤに亀裂や損傷、異状摩耗があるとハンドルをとられたり、パンクの原因になります。

バ ッ テ リ

●バッテリ液の量の点検

バッテリの各槽の液量が、規定の範囲（アッパレベルとロアレベルの間）にあるかを目視により点検します。

（注）シール形バッテリは点検不要です。

⚠ 警 告

バッテリ液量が下限（LOWER LEVEL）以下で使用または充電すると劣化を早めたり、発熱や爆発のおそれがあります。補充液または蒸留水を補充してからお使いください。

エ ン ジ ン

●冷却水の量の点検

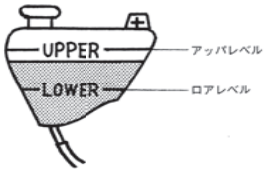

平坦な場所で車を垂直にしてリザーバ（リカバリ）タンクの冷却水の量がアッパレベル、ロアレベルの範囲内にあるかを点検します。リザーバタンクのない車は、ラジエータキャップを開け冷却水が口元まであるかを点検します。

⚠ 警 告

エンジン停止直後は冷却水やラジエータ等が熱くなっています。やけどのおそれがありますので、温度が冷めるまでラジエータキャップを開けないでください。
(リザーバタンク装備車はラジエータキャップを開けないでください。)

点検整備のしかた

● エンジンオイルの量の点検
［4 サイクル車］

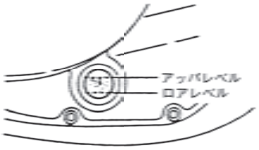

平坦な場所でエンジンを数分間アイドリング運転後、車を垂直な状態にして、エンジンを止めて数分後にエンジンオイル量が点検窓もしくはレベルゲージの規定範囲内（アッパレベルとロアレベルの間）にあるかを点検します。

⚠ 警 告

エンジン停止直後は、エンジン本体、エキゾーストパイプ、マフラ等が熱くなっています。やけどに注意してください。

● エンジンのかかり具合および異音の点検
エンジンが速やかに始動し、スムースに回転するかを点検します。エンジンアイドリング時に異音がないかを点検します。

● 低速、加速の状態の点検
エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムースに続くかを点検します。エンジンを徐々に加速したとき、スロットルグリップに引っ掛りがないか、またエンスト、ノッキング等を起こすことなくスムースに回転するかを走行する等して点検します。

灯火装置および方向指示器

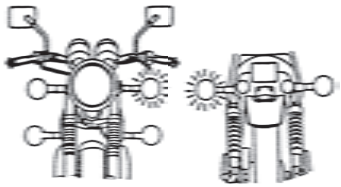

● スイッチを入れ、ヘッドライト、テールランプ、ストップランプ等の灯火装置やフラッシャランプの点滅具合に不良がないかを点検します。またレンズ等に汚れや損傷がないかを点検します。

運行において異状が認められた箇所

● 前日または前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。

ドライブチェーン

● ドライブチェーンの
緩みおよび給油状態
（メーカー指定点検項目です。）

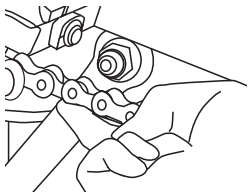

リヤ・ホイールを浮かせて、ホイールを低速で回しながらチェーンに緩みがないかを点検します。また、チェーンのさび付、給油状態を目視等により点検します。
スプロケット間のチェーンの中央部を上下に動かし、チェーンのたわみが規定の範囲にあるかをスケール等により点検します。

定期点検の解説

・点検整備時期の欄に記載されているマークの意味は、下記の通りです。
◆ 距離加味点検項目を示します。（メーカーが指定する点検整備項目の一部です。）
○ メーカーが指定する定期点検整備項目を示します。
◇ シビアコンディションで使用される場合の点検項目を示します。（メーカー指定点検整備項目の一部です。）
距離項目：距離加味点検項目とは、自動車の登録日または前回の定期点検からの走行距離が年間あたり1,500km以下の場合、1回に限り点検を省略することができる項目です。

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容	
ハンドル	操作具合			○	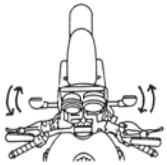	(1) フロントホイールを浮かして、手でハンドルを左右に動かし、左右の動きがスムーズであるかを点検します。 (2) ハンドルに対して前輪の曲がり（ひねり）がないかを目視等により点検します。 (3) 走行して、ハンドルが異常に振れたり、取られないか、また、操作が異常に重くないかを点検します。
フロントフォーク	損傷			○	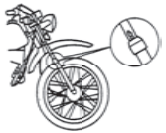	(1) フロントフォークに損傷および曲がり等がないかを目視により点検します。 (2) フロントフォークを上下に作動させて、フロントフォークに異音、オイル漏れ等がないかを点検します。
	ステアリングステムの取り付け状態			○		(1) ステアリングステムの締め付けボルトおよびナットに緩みがないかをスパナ等により点検します。
	ステアリングステムの軸受部のがた	◇	○	○		(1) ホイールを浮かした状態で、手でフロントフォークの下部を前後に動かし、軸受部にがたがないかを点検し、またはフロントブレーキを作動させた状態で、ハンドルを前後、上下に動かし、軸受部にがたがないかを点検します。 (2) 必要がある場合には、ステアリングステムを取り外し、摩耗、亀裂、曲がり等がないかを目視等により点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
ブレーキペダルおよびブレーキレバー	遊び		○	○	(1) ブレーキペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケール等により点検します。なお、ペダルの下に床板を有するものにあってもペダルの遊びを点検します。 (2) ブレーキレバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊び量が規定の範囲にあるかをスケール等により点検します。 (3) 油圧式のものにあっては、ブレーキレバーの引き具合により、またはペダルの踏みごたえにより、エアが混入していないかを点検します。
	ブレーキの効き具合		○	○	(1) 乾燥した路面を走行して、フロントブレーキおよびリヤブレーキを別々に作動させ、効き具合が十分であるかを点検し、またはブレーキテスタを用いて、制動力が規定値以上であるかを点検します。
ロッドおよびケーブル類	緩み、がたおよび損傷		○	○	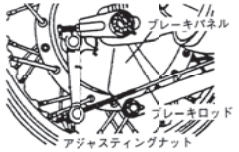 (1) ブレーキを作動させ、ロッドおよびケーブル類に損傷、曲がり等がないか、取り付け部および連結部に緩み、がたおよび損傷がないかをスパナ等により点検します。 (2) ブレーキを作動させたとき、異常に重くないかを点検します。また、割ピン類に欠損がないかを目視等により点検します。
ホースおよびパイプ	漏れ、損傷および取り付け状態		○	○	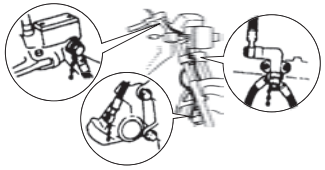 (1) ブレーキを作動させ、ホース、パイプおよび接続部からブレーキ液の漏れがないかを点検します。 (2) ホース、パイプおよび接続部に劣化、損傷等がないかを点検します。また、結合部およびクランプに緩みがないか、ハンドルを左右に切ったときまたは走行中の振動によりホースおよびパイプが他の機構部分に干渉しないかを点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
マスタシリンダ、ホイールシリンダおよびディスクキャリパ	機能、摩耗および損傷			○	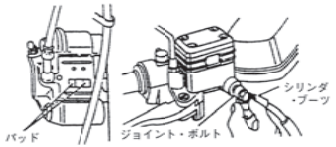 (1) ブレーキを作動させ、マスタシリンダおよびディスクキャリパの作動具合を外部からパッドの動きにより点検します。 (2) マスタシリンダ（シリンダブーツ内を含む）およびディスクキャリパに損傷がないかを目視等により点検します。 (3) マスタシリンダおよびディスクキャリパアッセンブリを分解したときは、ピストンカップ、ピストンシール、ブーツ等に摩耗、損傷、腐食、劣化等がないかを目視等により点検します。
	液漏れ		○	○	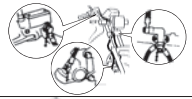 (1) マスタシリンダ、ディスクキャリパおよびその周辺から液漏れがないかを目視等により点検します。
ブレーキドラムおよびブレーキシュー	ドラムとライニングとのすき間		◆	◆	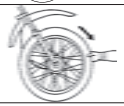 (1) ブレーキを数回作動させ、シューを安定させた後、ホイールを浮かして手で回したとき、引きずりがないかを点検します。
	シューの摺動部分およびライニングの摩耗	◇	◆	◆	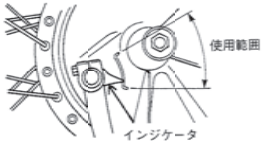 (1) ブレーキを作動させ、ブレーキアームとブレーキパネル部のウェアインジケータ（摩耗限度ライン）により、シューの摺動部分およびライニングに摩耗がないかを目視等により点検します。ただし、ウェアインジケータが規定値を超えている場合、またはウェアインジケータが付いていない場合には、ブレーキパネルを取り外し、シューの作動状態に異状がないか、ライニングに異常な摩耗、損傷および剥離がないかを目視等により点検します。また、ライニングの厚みをスケール等により点検します。 (2) 必要がある場合には、ブレーキシューを取り外し、シューの摺動部分の摩耗および損傷、アンカピンの摩耗およびさび付き状態、リターンスプリングのへたり、ブレーキカム面の摩耗並びにセレーション部のねじれを目視等により点検します。
	ドラムの摩耗および損傷			○	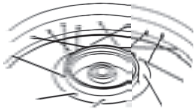 (1) ブレーキを作動させ、ブレーキアームおよびブレーキパネル部のウェアインジケータ（摩耗限度ライン）によりドラムの摩耗状況を点検し、かつ、ドラムの外観に損傷がないかを点検します。 (2) ブレーキ作動時に異音がある場合、ウェアインジケータが規定値を超えている場合、またはウェアインジケータが付いていない場合にはホイールを取り外し、ドラム内面に異常な摩耗、損傷等がないかを目視等により点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
ブレーキディスクおよびパッド	ディスクとパッドとのすき間		◆	◆	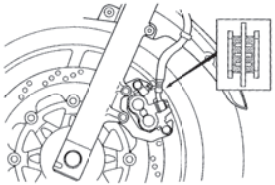 (1) ブレーキを数回作動させパッドを安定させた後、ホイールを浮かして手で回し、ブレーキの引きずりがないかを点検します。
	パッドの摩耗	◇	◆	◆	(1) キャリパボディーの点検孔からウェアインジケータ（摩耗限度ライン）によりパットの厚みを点検します。また、必要に応じてスケール等により点検します。
	ディスクの摩耗および損傷			○	(1) ディスクに摩耗および損傷がないかを目視等により点検します。
ホイール	タイヤの状態		◆	◆	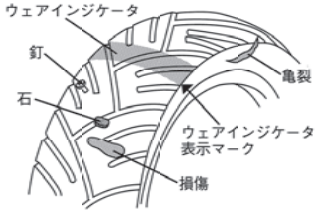 (1) タイヤゲージを用いて、空気圧が規定値にあるかを点検します。 (2) タイヤの全周にわたり亀裂や損傷がないか、釘、石およびその他の異物が刺ったり、かみ込んだりしてないか、または偏摩耗等の異状な摩耗がないかを目視等により点検します。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェアインジケータ（スリップサイン）の表示により点検するか、またはタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが既定値以上あるかをディプスゲージ等により点検します。
	ホイールボルトおよびホイールナットの緩み		○	○	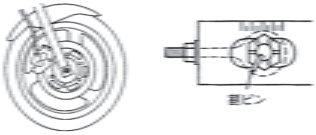 (1) アクスルシャフトとアクスルホルダの締め付けナットおよびボルトに緩みがないか並びにホイールナットおよびホイールボルトに緩みがないかをスパナ等により点検します。また、割ピン類に欠損がないかを目視等により点検します。

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
ホイール	フロントホイールベアリングのがた		◆	◆	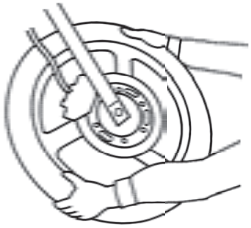 (1) フロントフォークを動かないようにして、タイヤの両端に手をかけて動かし、フロントホイールベアリングにがたがないかを点検します。また、ホイールを浮かしてホイールを手で回したとき、スムーズに回転し異音がないかを点検します。
	リヤホイールベアリングのがた		◆	◆	(1) タイヤの両端に手をかけて動かし、リヤホイールベアリングにがたがないかを点検します。また、ホイールを浮かして手で回したとき、スムーズに回転し異音がないかを点検します。
	スポークのゆるみ、損傷	◇	◇	◇	(1) スポークを握る等して、緩みがないかを点検します。
サスペンションアーム（スイングアーム）	連結部のがたおよびアームの損傷			○	(1) スイングアーム、リンク等の連結部に、がたがないかを手で揺する等して目視等により点検します。 (2) スイングアームに損傷等がないかを目視により点検します。 また、スイングアームの取り付けボルトに緩みがないかをスパナ等により点検します。
ショックアブソーバ	オイル漏れおよび損傷			○	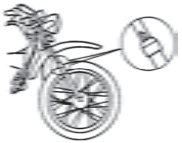 (1) フロントフォークおよびリヤショックアブソーバにオイル漏れおよび損傷がないかを目視等により点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
クラッチ	クラッチレバーの遊び		○	○	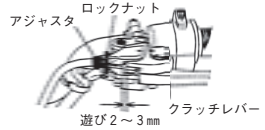 (1) クラッチレバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケール等により点検します。
	作用			○	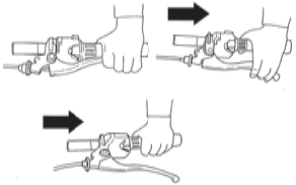 (1) アイドリング状態で、クラッチレバーを一杯に引いたときに異音がないか、異常に重くないかを点検します。また、変速操作がスムーズにできるかを点検します。 (2) クラッチレバーを徐々に離して発進したとき、滑りがなく、かつ、接続がスムーズであるかを点検します。 (3) 自動クラッチにあっては、走行する等して接続が滑らかであるかを点検します。
	クラッチ液の量		○	○	(1) リザーバキャップ上面が水平となる状態にして、リザーバタンクの液量がロアレベル以上の範囲にあるかを点検します。
トランスミッション	オイル漏れおよび量		◆	◆	(1) トランスミッション周辺からオイル漏れがないかを目視等により点検します。 (2) 車両を水平な状態にして、エンジンを停止させ、数分後にオイルの量が規定の範囲にあるかをオイルレベルゲージ等により点検します。
プロペラシャフトおよびドライブシャフト	継手部のがた			○	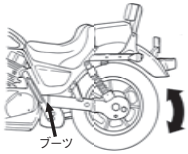 (1) エンジンを止めた状態で、リヤホイールを浮かせて1速の位置に変速した後、ホイールを手で回したとき、異状ながたがないかを点検します。 (2) ブーツに亀裂および損傷がないか目視等により点検します。

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
ファイナルギアケース	オイル量		○	○	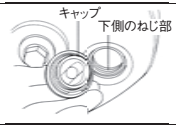 (1) 注油口のキャップを取り外し、ギヤオイルが注油口の下側一杯に満たされているかを、目視等により点検します。
チェーンおよびスプロケット	チェーンの緩み	◇	○	○	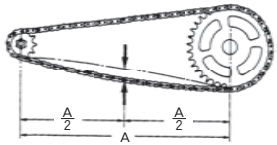 (1) リヤホイールを浮かせて、ホイールを低速で回しながらチェーンに緩みがないかを点検します。また、チェーンのさび付き、給油脂状態を目視等により点検します。 (2) スプロケット間のチェーンの中央部を上下に動かし、チェーンのたわみが規定の範囲にあるかをスケール等により点検します。
	スプロケットの取り付け状態および摩耗	◇	○	○	(1) スプロケットの取り付けナットおよびボルトに緩みがないかをスパナ等により点検します。 (2) スプロケットに摩耗および損傷がないかを目視等により点検します。
ドライブベルト	摩耗および損傷	◇	◆	◆	(1) アイドリングまたは空ぶかし状態で異音がないかを点検します。 (2) 走行して、変速が円滑にできるかを点検します。
	ドライブVベルトエアクリーナエレメントの状態	◇	○	○	(1) エアクリーナエレメントを取り外し、汚れ、詰まりおよび損傷等がないかを目視等により点検します。
	ドライブベルトの緩み（コグベルト）	○	○	○	(1) ベルトの張力をメーカー指定の方法により点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
点火装置	スパークプラグの状態		◆	◆	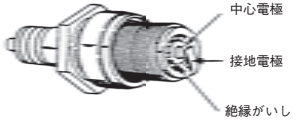 (1) スパークプラグ（白金プラグおよびイリジウムプラグを除く。）を取り外し、次の点検を行います。 ●電極に汚れや損傷および摩耗がないか並びに絶縁がいしに焼損がないかを目視等により点検します。 ●中心電極と接地電極のすき間（プラグギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグギャップゲージ等により点検します。
	点火時期		○	○	(1) エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミングライト等を用いて、点火時期が適切であるかを規定の合わせマークを見て点検します。
バッテリ	ターミナル部の接続状態		○	○	(1) ターミナル部に、緩みおよび腐食がないかを目視等により点検します。
電気配線	接続部の緩みおよび損傷			○	(1) 電気配線の接続部に緩みがないかを手で動かす等して点検します。 (2) ハンドルを動かしたときにフレームとフロントフォークとの間にかみ込みがないかを目視等により点検します。 (3) 電気配線に損傷がないかおよびクランプに緩みがないかを目視等により点検します。
エンジン本体	低速および加速の状態		○	○	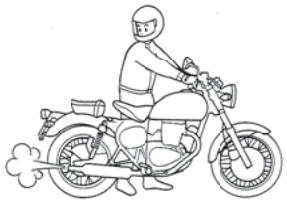 (1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、スロットルグリップに引っ掛かりがないか、かつ、エンスト、ノッキング等を起こすことなくスムーズに回転するかを走行する等して点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
エンジン本体	排気の状態		○	○	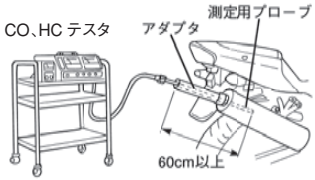 (1) エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範範囲にあるかを点検します。 (2) 排気ガスの色が白煙および黒煙でないかを目視等により点検します。 (3) アイドリング時のCO（一酸化炭素）およびHC（炭化水素）の排出濃度をCO・HCテスタにより点検します。
	エアクリーナエレメントの状態	◇	◆	◆	(1) エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷等がないかを目視等により点検します。
潤滑装置	エンジンオイル漏れ		○	○	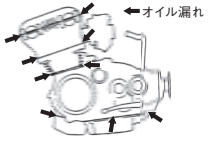 (1) シリンダ、クランクケース、オイルパイプ、オイルホース等からオイル漏れがないかを目視等により点検します。 (2) 2サイクルエンジンにあっては、オイルポンプの取り付け部、オイルタンク等からオイル漏れがないかを目視等により点検します。
	オイルポンプケーブルおよびスロットルケーブルの緩み		○	○	(1) スロットルグリップを2～3㎜回転させ、各ケーブルに緩みがないか、オイルポンプレバー（リンク）位置が規定の位置にあっているかを点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
燃料装置	燃料漏れ		○	○	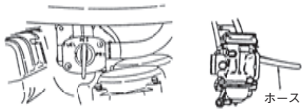 (1) 燃料タンク、燃料コック、燃料ホース、燃料パイプおよびキャブレタ等から燃料漏れがないかを、燃料コックのすべての切替位置で目視等により点検します。 (2) 燃料ホースおよびパイプに損傷および劣化がないかを目視等により点検します。
	リンク機構の状態		○	○	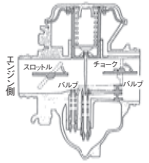 (1) リンク機構がスムーズに動くかをスロットルグリップの操作により点検します。
	スロットルバルブおよびチョークバルブの作動		○	○	(1) スロットルバルブおよびチョークバルブがスムーズに動くかをスロットルグリップ、チョークレバー等を操作して点検します。
冷却装置	水漏れ		○	○	(1) アイドリング状態またはラジエータキャップテスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータポンプ、ラジエータホース等から水漏れがないかを目視等により点検します。 (2) ラジエータホースに損傷および劣化がないか、かつ、ホースのクランプ類に緩みがないかを目視等により点検します。
	クーラントフィルタの清掃		○	○	(1) クーラントフィルタを取り外し、汚れ、詰まり、損傷等がないかを目視等により点検します。

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
ブローバイガス還元装置	配管の損傷			○	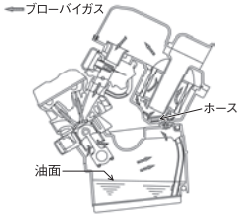 (1) ホース、パイプ等の配管に劣化および損傷がないかを目視等により点検します。 (2) クランプの取り付け状態に異状がないかを目視等により点検します。
	ブリーザドレンの清掃	◇	○	○	(1) ドレンボルトをはずし、ドレンの有無を点検する。必要に応じてドレンを除去します。
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能			○	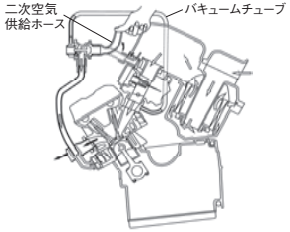 (1) 二次空気供給装置用フィルタの詰りおよび損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエアホースをエアクリーナ側ではずし、ホースからの空気の吸い込みを点検します。(ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
	配管の損傷および取り付け状態			○	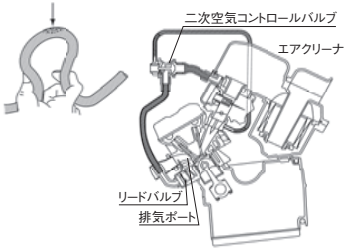 (1) ホースおよびパイプに損傷、はずれ等がないかを目視等により点検します。

点検整備のしかた

点検箇所	点検項目	点検時期 6か月	1年	2年	点検内容
エキゾーストパイプおよびマフラ	取り付けの緩みおよび損傷		○	○	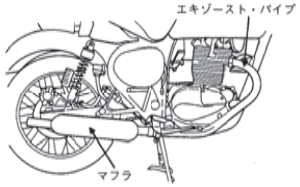 (1) エキゾーストパイプとマフラの接続部および取り付け部に緩みがないかをスパナ等により点検します。 ● エキゾーストパイプ、マフラの点検は冷間時に行う。 (2) 損傷、排気ガスの漏れおよび他の部分との接触のおそれがないかを目視等により点検します。
	マフラの機能			○	(1) エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴くこと等により点検します。
フレーム	フレームの緩みおよび損傷		○	○	(1) フレーム等のボルトおよびナットに緩みがないかをスパナ等により点検します。 また、フレーム等に損傷等がないかを目視等により点検します。
その他	シャシ各部の給油脂状態		○	○	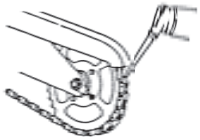 (1) シャシ各部の給油脂状態が十分であるかを目視等により点検します。

定期点検整備記録簿の記入のしかた

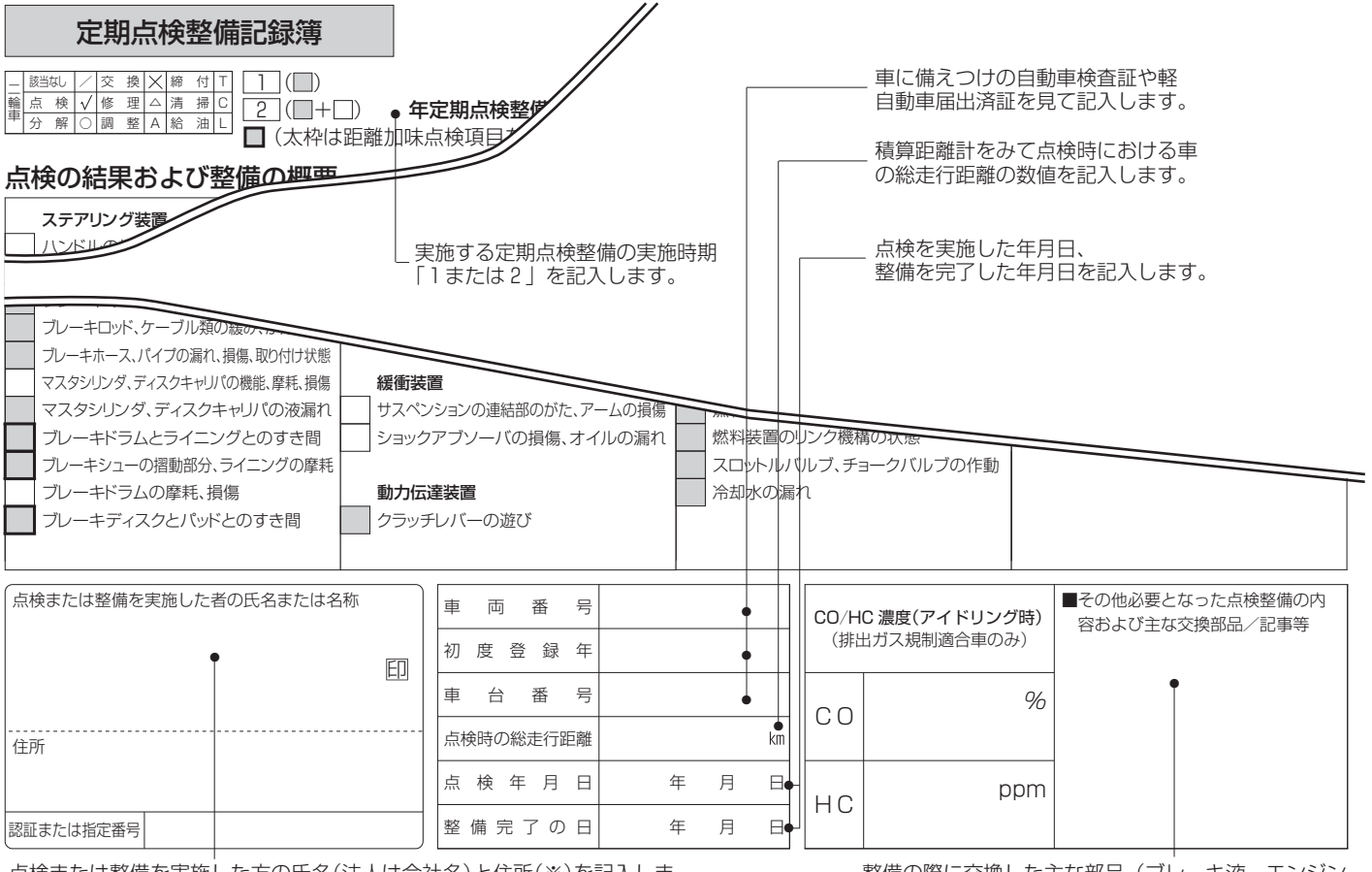

実施する定期点検整備の実施時期「1または2」を記入します。

車に備えつけの自動車検査証や軽自動車届出済証を見て記入します。

積算距離計をみて点検時における車の総走行距離の数値を記入します。

点検を実施した年月日、整備を完了した年月日を記入します。

点検または整備を実施した方の氏名(法人は会社名)と住所(※)を記入します。なお、点検と整備を実施した方が異なるときは、両者を記入します。
(※)使用者がご自分で点検または整備を実施した場合、住所の記入は必要ありません。

整備の際に交換した主な部品（ブレーキ液、エンジンオイル等）や測定結果（ブレーキライニング、ブレーキパッドの厚み等）を必要に応じ記入します。

定期点検整備記録簿の記入のしかた

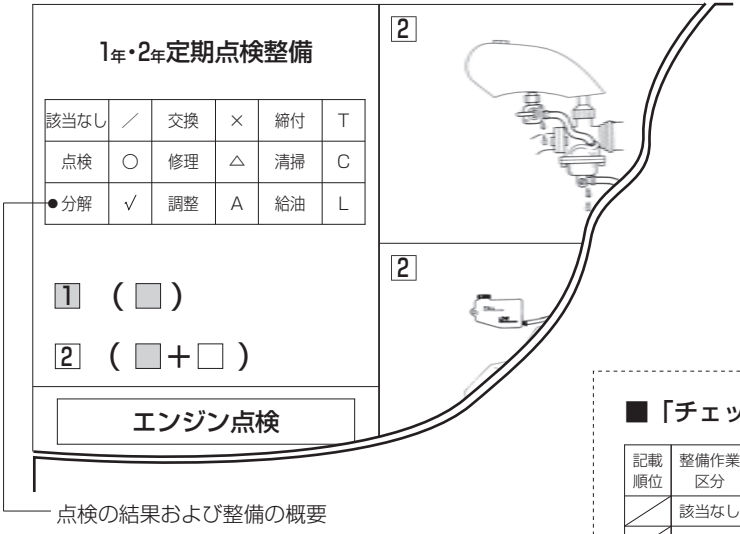

1．点検の結果、異状がなかった場合には、その点検項目のチェック欄（□）に「√」を記入します。

2．点検の結果、異状があり、必要な整備を行った場合には、右表の整備作業区分による「チェック記号」を用いてチェック欄に記載します。
なお、整備作業が重複して行われた場合には、少なくとも表中の記載順位が最も高いものを記載します。

3．点検または整備が分解を伴って行われたときは、「チェック記号」を○で囲みます。
（例）ステアリングステムを点検した結果、分解して給油した場合はⓁと記入します。

■「チェック記号」の意味と記入順位

記載順位	整備作業区分	チェック記号	意味	作業例
	該当なし	／	該当する項目がこの車にはない。	——
	点検	√	点検の結果、異状がなかった。	——
1	交換	×	点検の結果、交換した（部品、油脂液類の交換作業を示す。）	●ブレーキライニングの交換 ●ホイールベアリングの交換
2	修理	△	点検の結果、修理した（摩耗、損傷等のため部品を修復する作業を示す。）	●電気配線の損傷の修理 ●タイヤのパンク修理
3	調整	A	点検の結果、調整した（機能維持のため、遊び、すき間、角度等を基準値に戻す作業を示す。）	●チェーンの緩みの調整 ●ブレーキドラムとライニングとのすき間調整
4	締付	T	点検の結果、締め付けた（緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。）	●ホイールナットの増し締め ●車体各部の増し締め
5	清掃	C	点検の結果、清掃した（粉塵、油等による汚れを取り除く作業を示す。）	●エアクリーナエレメントの汚れの清掃 ●バッテリーターミナル部の清掃
6	給油	L	点検の結果、給油した（油脂液類を補給する作業を示す。）	●エンジンオイルの補給 ●シャシ各部分の給油

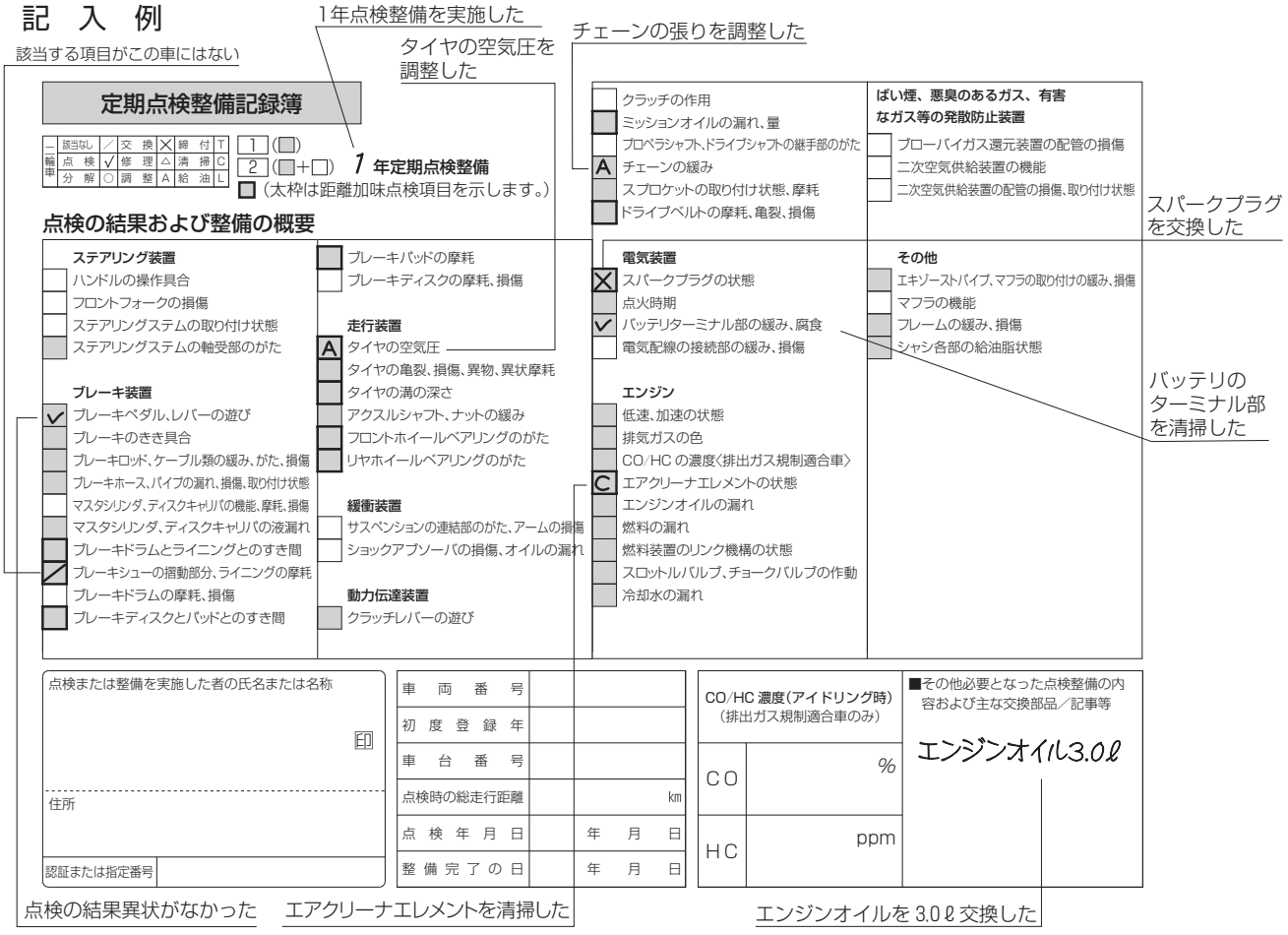
記　入　例
該当する項目がこの車にはない
1年点検整備を実施した
タイヤの空気圧を調整した
チェーンの張りを調整した
スパークプラグを交換した
バッテリのターミナル部を清掃した
定期点検整備記録簿
該当なし ／ 交換 X 締付 T
点検 √ 修理 △ 清掃 C
分解 ○ 調整 A 給油 L
1 (□)
2 (□+□) 1年定期点検整備
□ (太枠は距離加味点検項目を示します。)
点検の結果および整備の概要
ステアリング装置
ハンドルの操作具合
フロントフォークの損傷
ステアリングステムの取り付け状態
ステアリングステムの軸受部のがた
ブレーキ装置
√ ブレーキペダル、レバーの遊び
ブレーキのきき具合
ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
ブレーキドラムとライニングとのすき間
ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
ブレーキドラムの摩耗、損傷
ブレーキディスクとパッドとのすき間
ブレーキパッドの摩耗
ブレーキディスクの摩耗、損傷
走行装置
A タイヤの空気圧
タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
タイヤの溝の深さ
アクスルシャフト、ナットの緩み
フロントホイールベアリングのがた
リヤホイールベアリングのがた
緩衝装置
サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ
動力伝達装置
クラッチレバーの遊び
クラッチの作用
ミッションオイルの漏れ、量
プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
A チェーンの緩み
スプロケットの取り付け状態、摩耗
ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷
電気装置
X スパークプラグの状態
点火時期
√ バッテリターミナル部の緩み、腐食
電気配線の接続部の緩み、損傷
エンジン
低速、加速の状態
排気ガスの色
CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
C エアクリーナエレメントの状態
エンジンオイルの漏れ
燃料の漏れ
燃料装置のリンク機構の状態
スロットルバルブ、チョークバルブの作動
冷却水の漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
ブローバイガス還元装置の配管の損傷
二次空気供給装置の機能
二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態
その他
エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
マフラの機能
フレームの緩み、損傷
シャシ各部の給油脂状態
点検または整備を実施した者の氏名または名称
印
住所
認証または指定番号
車両番号
初度登録年
車台番号
点検時の総走行距離 km
点検年月日 年 月 日
整備完了の日 年 月 日
CO/HC 濃度(アイドリング時)
(排出ガス規制適合車のみ)
CO %
HC ppm
■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等
エンジンオイル3.0ℓ
点検の結果異状がなかった
エアクリーナエレメントを清掃した
エンジンオイルを 3.0ℓ 交換した

《株式会社カワサキモータースジャパン控》

1か月目
（または1,000km）
点　検
〔無　料〕

カワサキの整備基準にもとづいて
1か月目点検調整を右の通り行いました。

お客様のご用命事項等／記事等

車両番号

車台番号

点検時の走行距離
km

エンジン点検

□ 点火プラグの状態

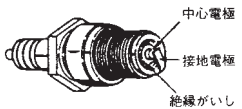

□ 潤滑装置のオイル漏れ

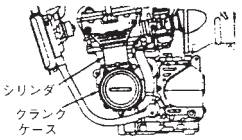

□ 燃料漏れ

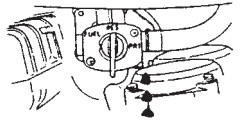

□ エキゾーストパイプおよびマフラの取り付けの緩み

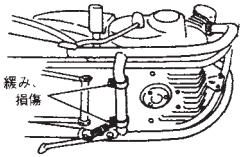

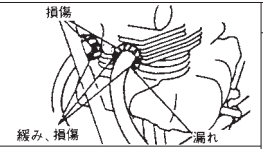

□ アイドリング回転速度
□ 低速および加速の状態

動力伝達装置点検

□ クラッチレバーの遊び、作用

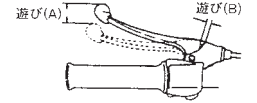

□ ドライブチェーンまたは、ベルトの緩み

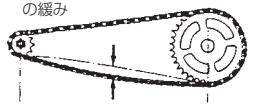

足回り点検

□ ホイールナットおよびボルトの緩み
□ スポークの緩み、損傷

ステアリング装置点検

□ ステアリングステムの取り付け状態

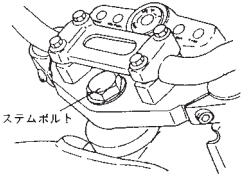

ブレーキ点検

□ ブレーキレバーの遊び
□ ブレーキペダルの遊び
□ 前後ブレーキのきき具合

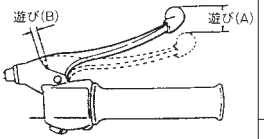

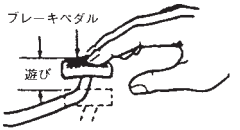

□ ロッドおよびケーブル類の緩み、がた、損傷
□ ホースおよびパイプの漏れ、損傷、取り付け状態

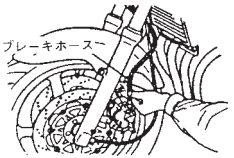

電気・保安装置点検

□ バッテリ液量

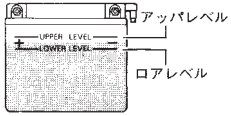

カワサキからのおすすめ点検

□ エンジンオイルの交換
□ トランスミッションオイルの交換
□ オイルフィルタエレメントの交換
□ ファイナルギヤケースオイルの交換

- 有効期間を過ぎると有料となります。（有効期間……登録日から50日以内）
- オイル、消耗部品の料金または特別ご用命の作業は、実費をいただきます。
- お買いあげのカワサキ正規取扱店にてお受けください。（他の販売店にてお受けになると有料となる場合があります。）

点検日	点検実施者の氏名または名称
年　月　日	

次回の1年定期点検は	
	年　月　日

《カワサキ正規取扱店様控》

1か月目
（または1,000km）
点　検
〔無　料〕

カワサキの整備基準にもとづいて
1か月目点検調整を右の通り行いました。

お客様のご用命事項等／記事等

車両番号

車台番号

点検時の走行距離
km

エンジン点検

□ 点火プラグの状態

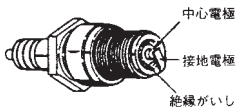

□ 潤滑装置のオイル漏れ

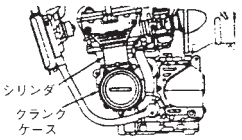

□ 燃料漏れ

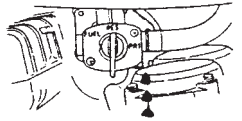

□ エキゾーストパイプおよびマフラの取り付けの緩み

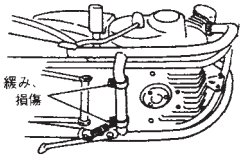

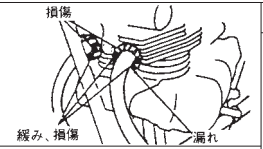

□ アイドリング回転速度
□ 低速および加速の状態

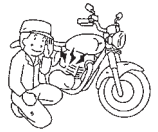

動力伝達装置点検

□ クラッチレバーの遊び、作用

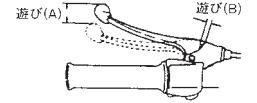

□ ドライブチェーンまたは、ベルトの緩み

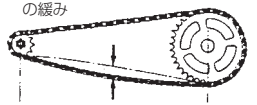

足回り点検

□ ホイールナットおよびボルトの緩み
□ スポークの緩み、損傷

ステアリング装置点検

□ ステアリングステムの取り付け状態

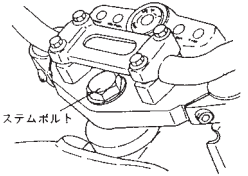

ブレーキ点検

□ ブレーキレバーの遊び
□ ブレーキペダルの遊び
□ 前後ブレーキのきき具合

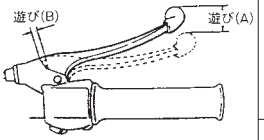

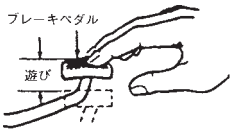

□ ロッドおよびケーブル類の緩み、がた、損傷
□ ホースおよびパイプの漏れ、損傷、取り付け状態

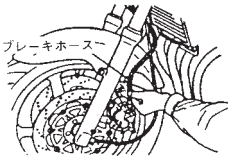

電気・保安装置点検

□ バッテリ液量

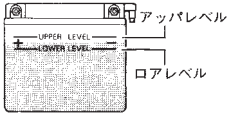

カワサキからのおすすめ点検

□ エンジンオイルの交換
□ トランスミッションオイルの交換
□ オイルフィルタエレメントの交換
□ ファイナルギヤケースオイルの交換

- 有効期間を過ぎると有料となります。（有効期間……登録日から50日以内）
- オイル、消耗部品の料金または特別ご用命の作業は、実費をいただきます。
- お買いあげのカワサキ正規取扱店にてお受けください。（他の販売店にてお受けになると有料となる場合があります。）

点検日	点検実施者の氏名または名称
年　月　日	

次回の1年定期点検は	
	年　月　日

《お客様控》

1か月目
（または1,000km）
点　検
〔無　料〕

カワサキの整備基準にもとづいて
1か月目点検調整を右の通り行いました。

お客様のご用命事項等／記事等

車両番号

車台番号

点検時の走行距離
km

エンジン点検

□ 点火プラグの状態

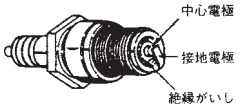

□ 潤滑装置のオイル漏れ

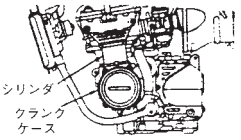

□ 燃料漏れ

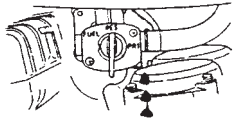

□ エキゾーストパイプおよびマフラの取り付けの緩み

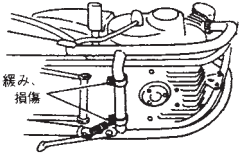

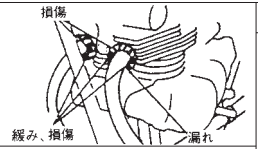

□ アイドリング回転速度
□ 低速および加速の状態

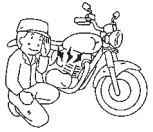

動力伝達装置点検

□ クラッチレバーの遊び、作用

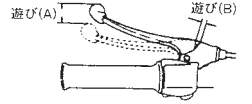

□ ドライブチェーンまたは、ベルトの緩み

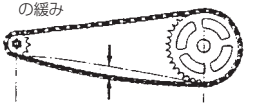

足回り点検

□ ホイールナットおよびボルトの緩み
□ スポークの緩み、損傷

ステアリング装置点検

□ ステアリングステムの取り付け状態

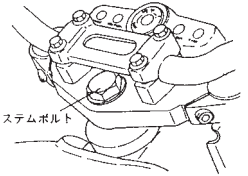

ブレーキ点検

□ ブレーキレバーの遊び
□ ブレーキペダルの遊び
□ 前後ブレーキのきき具合

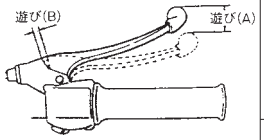

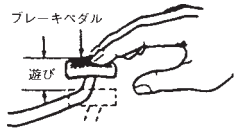

□ ロッドおよびケーブル類の緩み、がた、損傷
□ ホースおよびパイプの漏れ、損傷、取り付け状態

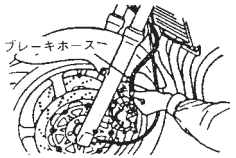

電気・保安装置点検

□ バッテリ液量

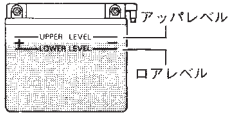

カワサキからのおすすめ点検

□ エンジンオイルの交換
□ トランスミッションオイルの交換
□ オイルフィルタエレメントの交換
□ ファイナルギヤケースオイルの交換

- 有効期間を過ぎると有料となります。（有効期間……登録日から50日以内）
- オイル、消耗部品の料金または特別ご用命の作業は、実費をいただきます。
- お買いあげのカワサキ正規取扱店にてお受けください。（他の販売店にてお受けになると有料となる場合があります。）

点検日	点検実施者の氏名または名称
年　月　日	

次回の1年定期点検は	
	年　月　日

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

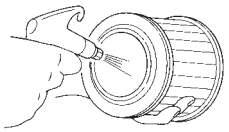

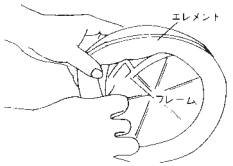

1

2

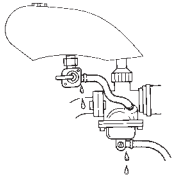

2

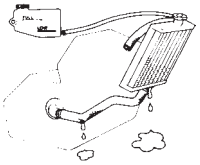

動力伝達装置点検

1

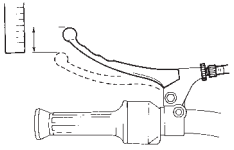

1

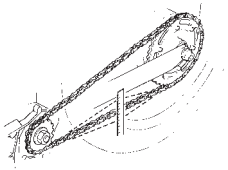

ステアリング装置点検

2

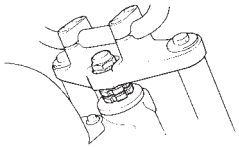

2

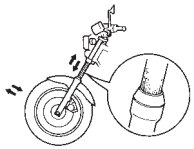

ブレーキ点検

1

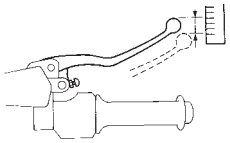

1

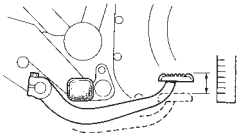

1

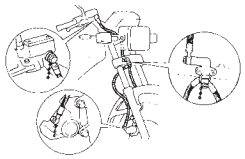

2

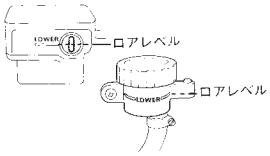

2

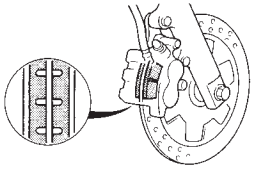

2

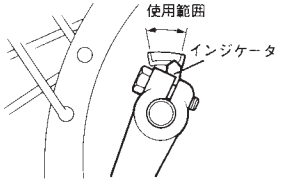

足回り点検

1

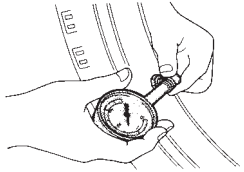

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

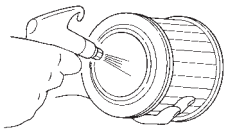

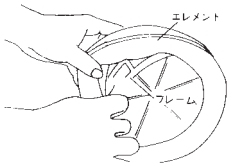

1

2

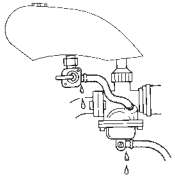

2

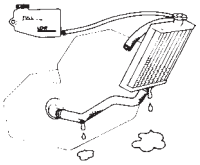

動力伝達装置点検

1

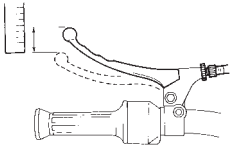

1

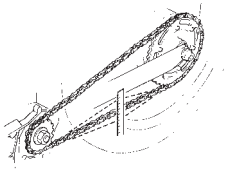

ステアリング装置点検

2

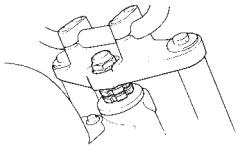

2

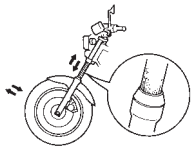

ブレーキ点検

1

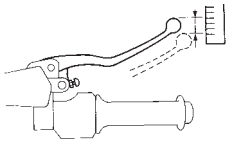

1

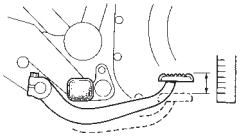

1

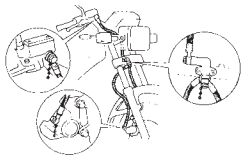

2

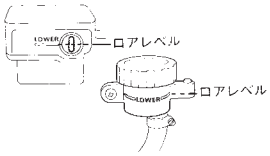

2

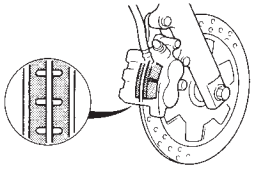

2

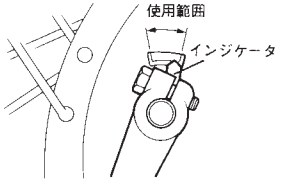

足回り点検

1

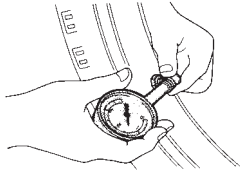

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

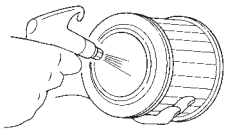

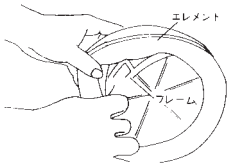

1

2

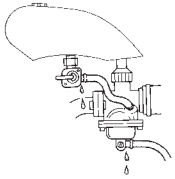

2

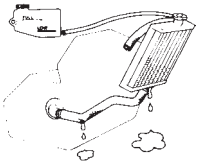

動力伝達装置点検

1

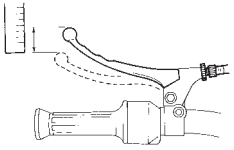

1

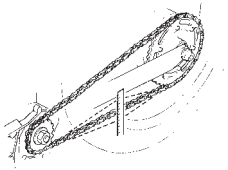

ステアリング装置点検

2

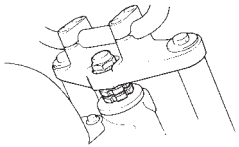

2

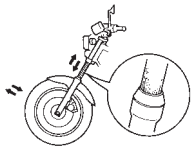

ブレーキ点検

1

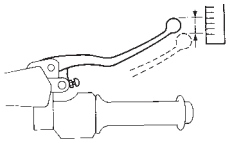

1

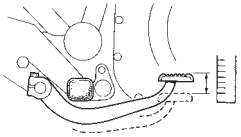

1

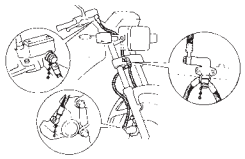

2

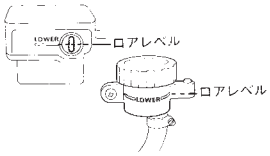

2

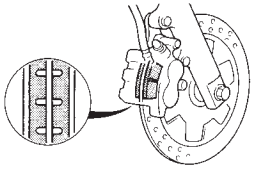

2

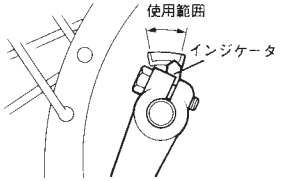

足回り点検

1

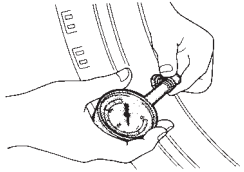

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

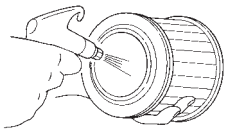

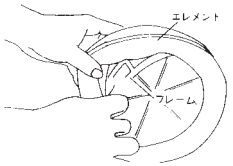

1

2

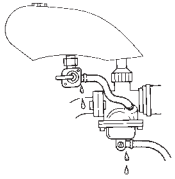

2

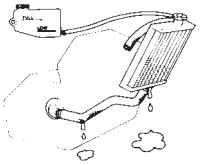

動力伝達装置点検

1

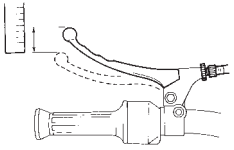

1

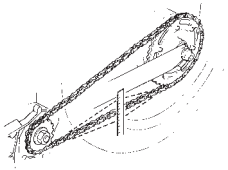

ステアリング装置点検

2

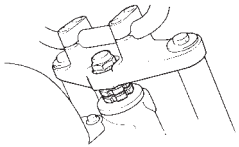

2

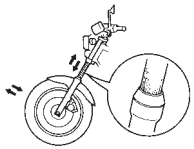

ブレーキ点検

1

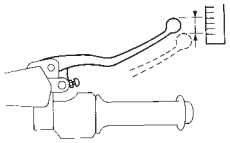

1

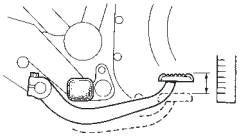

1

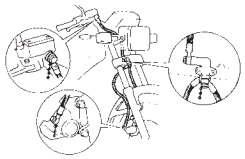

2

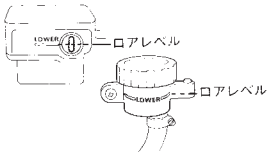

2

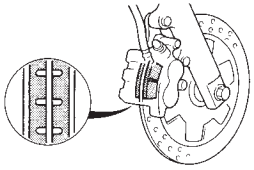

2

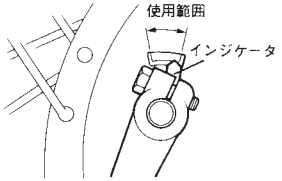

足回り点検

1

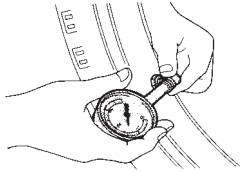

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

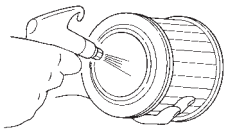

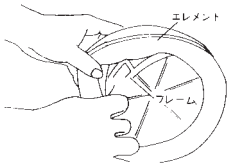

1

2

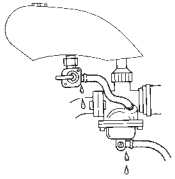

2

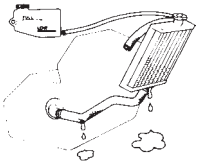

動力伝達装置点検

1

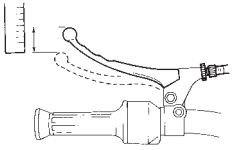

1

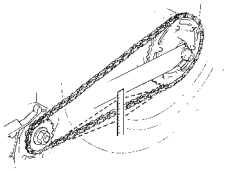

ステアリング装置点検

2

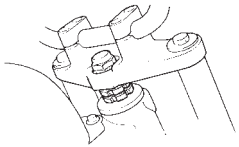

2

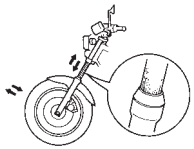

ブレーキ点検

1

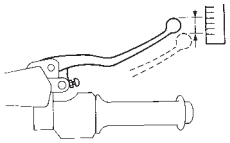

1

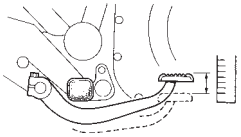

1

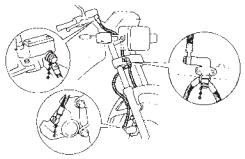

2

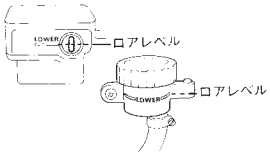

2

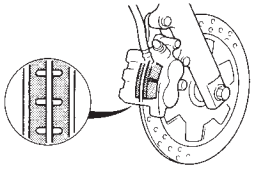

2

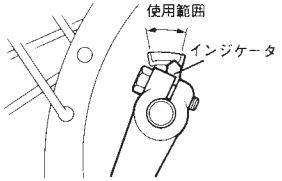

足回り点検

1

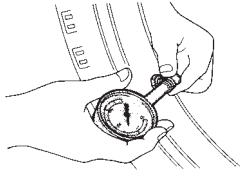

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

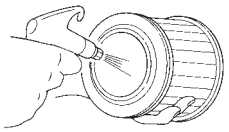

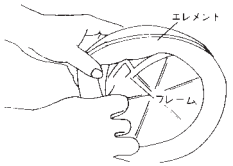

1

2

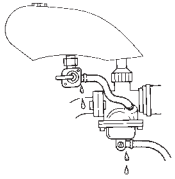

2

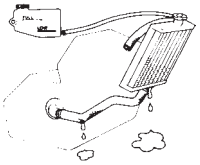

動力伝達装置点検

1

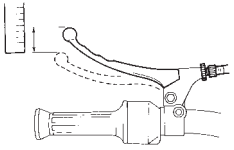

1

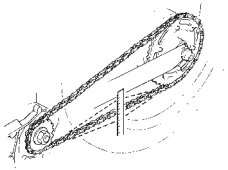

ステアリング装置点検

2

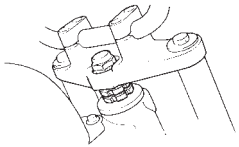

2

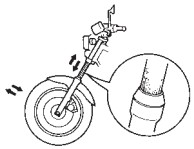

ブレーキ点検

1

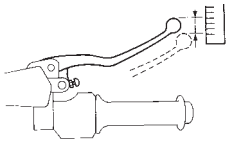

1

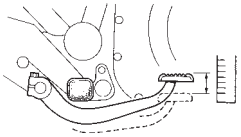

1

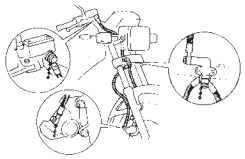

2

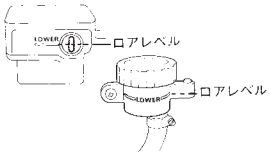

2

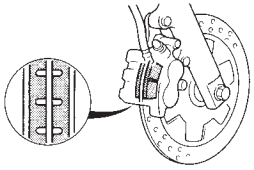

2

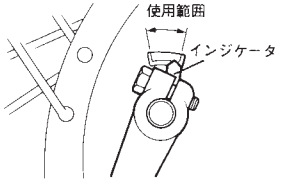

足回り点検

1

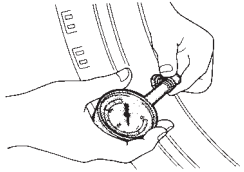

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

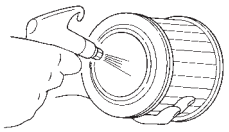

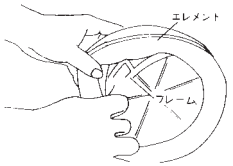

1

2

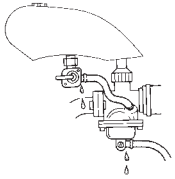

2

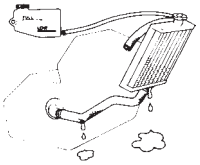

動力伝達装置点検

1

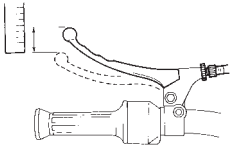

1

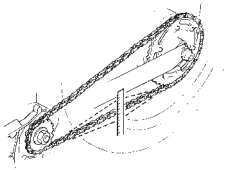

ステアリング装置点検

2

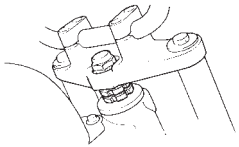

2

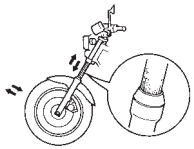

ブレーキ点検

1

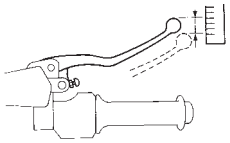

1

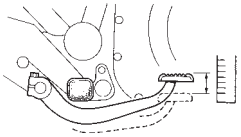

1

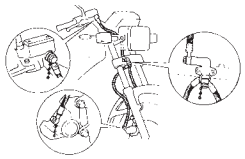

2

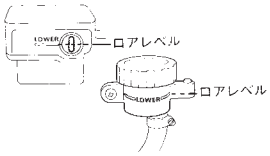

2

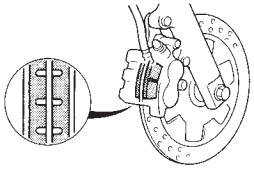

2

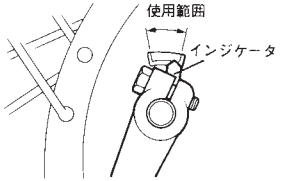

足回り点検

1

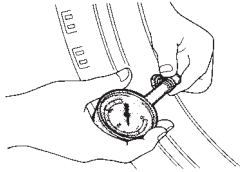

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

1年・2年定期点検整備

該当なし	／	交換	×	締付	T
点検	○	修理	△	清掃	C
分解	√	調整	A	給油	L

1 （■）

2 （■＋□）

エンジン点検

1

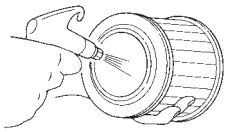

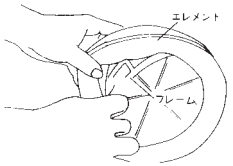

1

2

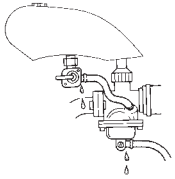

2

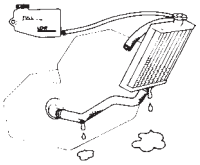

動力伝達装置点検

1

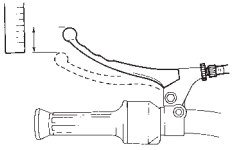

1

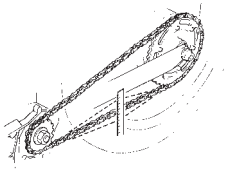

ステアリング装置点検

2

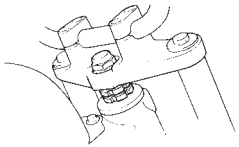

2

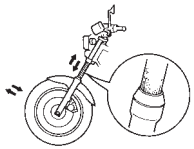

ブレーキ点検

1

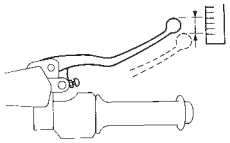

1

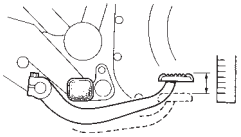

1

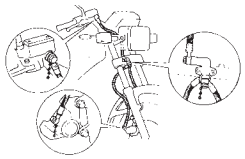

2

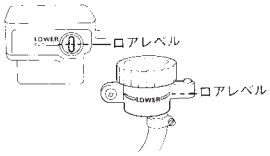

2

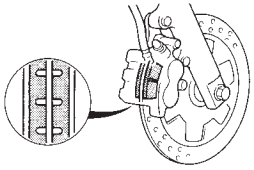

2

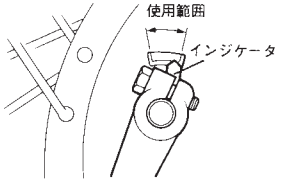

足回り点検

1

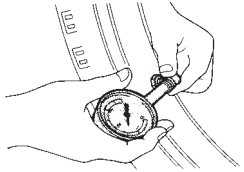

定期点検整備記録簿

二輪車							
–	該当なし	／	交　換	×	締　付	T
	点　検	√	修　理	△	清　掃	C
	分　解	○	調　整	A	給　油	L

1（□）
2（□+□）　**年定期点検整備**
■（太枠は距離加味点検項目を示します。）

点検の結果および整備の概要

ステアリング装置
- □ ハンドルの操作具合
- □ フロントフォークの損傷
- □ ステアリングステムの取り付け状態
- ■ ステアリングステムの軸受部のがた

ブレーキ装置
- ■ ブレーキペダル、レバーの遊び
- ■ ブレーキのきき具合
- ■ ブレーキロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ■ ブレーキホース、パイプの漏れ、損傷、取り付け状態
- □ マスタシリンダ、ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ■ マスタシリンダ、ディスクキャリパの液漏れ
- ■ ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ■ ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- □ ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ■ ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ■ ブレーキパッドの摩耗
- □ ブレーキディスクの摩耗、損傷

走行装置
- ■ タイヤの空気圧
- ■ タイヤの亀裂、損傷、異物、異状摩耗
- ■ タイヤの溝の深さ
- ■ アクスルシャフト、ナットの緩み
- ■ フロントホイールベアリングのがた
- ■ リヤホイールベアリングのがた

緩衝装置
- □ サスペンションの連結部のがた、アームの損傷
- □ ショックアブソーバの損傷、オイルの漏れ

動力伝達装置
- ■ クラッチレバーの遊び
- □ クラッチの作用
- ■ ミッションオイルの漏れ、量
- □ プロペラシャフト、ドライブシャフトの継手部のがた
- ■ チェーンの緩み
- ■ スプロケットの取り付け状態、摩耗
- ■ ドライブベルトの摩耗、亀裂、損傷

電気装置
- ■ スパークプラグの状態
- ■ 点火時期
- ■ バッテリーターミナル部の緩み、腐食
- □ 電気配線の接続部の緩み、損傷

エンジン
- ■ 低速、加速の状態
- ■ 排気ガスの色
- ■ CO/HC の濃度〈排出ガス規制適合車〉
- ■ エアクリーナエレメントの状態
- ■ エンジンオイルの漏れ
- ■ 燃料の漏れ
- ■ 燃料装置のリンク機構の状態
- ■ スロットルバルブ、チョークバルブの作動
- ■ 冷却水の漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- □ ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- □ 二次空気供給装置の機能
- □ 二次空気供給装置の配管の損傷、取り付け状態

その他
- ■ エキゾーストパイプ、マフラの取り付けの緩み、損傷
- □ マフラの機能
- ■ フレームの緩み、損傷
- ■ シャシ各部の給油脂状態

点検または整備を実施した者の氏名または名称	印
住所	
認証または指定番号	

車両番号	
初度登録年	
車台番号	
点検時の総走行距離	km
点検年月日	年　月　日
整備完了の日	年　月　日

CO/HC 濃度（アイドリング時）（排出ガス規制適合車のみ）	
CO	%
HC	ppm

■その他必要となった点検整備の内容および主な交換部品／記事等

㈱カワサキモータースジャパン支店・営業所一覧表

あなたのカワサキ二輪車についてご不明な点やサービス面でのご意見、ご質問がございましたら、お買いあげいただきましたカワサキ正規取扱店または（株)カワサキモータースジャパンの下記支店・営業所にお申しつけください。

※この一覧表は平成24年４月１日現在のものです。

支店名	郵便番号	所在地	電話番号
東日本支店	165-0027	東京都中野区野方1丁目53番6号	03(5343)7611
名古屋支店	463-0079	名古屋市守山区幸心1丁目1324番地	052(793)7671
西日本支店	538-0053	大阪市鶴見区鶴見4丁目4番1号	06(6180)2765
九州営業所	812-0007	福岡市博多区東比恵4丁目5番17号	092(473)5041

お客様相談室

名　　称	電話番号	郵便番号	所　在　地
㈱カワサキモータースジャパン	フリーダイヤル：0120-400819	〒673-8666	明石市川崎町1番1号
お　客　様　相　談　室	（ダイヤルイン：078-925-2003）		

※フリーダイヤルは携帯電話からもご利用いただけます。

受付時間　月曜～金曜（祝祭日および当社休業日を除く）
9:00～12:00　13:00～17:00

国土交通省ではリコール業務を円滑に行うため、お客様の安全や環境に大きな影響を及ぼすと判断される場合の情報窓口を設定しております。

○自動車不具合情報専用ダイヤル：「自動車不具合情報ホットライン」
　◇フリーダイヤル：0120－744－960（受付時間：9:30～12:00、13:00～17:30）
　◇24時間電話受付：03－3580－4434（年中無休・24時間）
○国土交通省のホームページ：　http : //www.mlit.go.jp　→自動車不具合情報コーナー

「リコールについてのお願い」

リコールとは、クルマの構造・装置の不具合による事故を未然に防止することを目的とした制度です。
同一型式・一定範囲のクルマについて、構造・装置・性能などが、安全・公害防止の規定（保安基準）に適合しなくなるおそれがあると弊社が判断した場合に、その旨を国土交通省に届け出て、おクルマをご使用のお客様にご連絡し、無料で修理するものです。
なお、保安基準にかかわらない場合でも、対応の必要があると判断した場合には「改善対策」や「サービスキャンペーン」を行っております。

〈改善対策〉
改善対策とは、保安基準にかかわらない場合でも、弊社が安全確保・公害防止の観点から必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡し、責任を持って修理するものです。

〈サービスキャンペーン〉
サービスキャンペーンとは、商品品質改善等の観点から、弊社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡し、責任を持って修理するものです。

－MEMO－

Kawasaki

川崎重工業株式会社
モーターサイクル＆エンジンカンパニー
Part No.99921-0080-04